

次期京都市基本計画検討資料

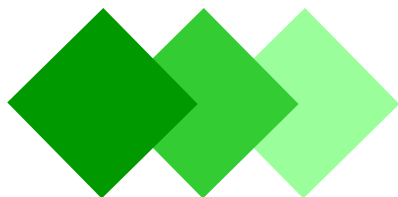
行政経営の大綱

○行政経営の大綱

- 次期基本計画を着実に推進するために必要な行政の取組の基本方針を示す

○現在の取組

- I 行財政改革・創造
- II 組織改革，人材活性化，コンプライアンス
- III 市民協働
- IV 行政評価



I 行財政改革・創造

- | | | |
|----------|-----------------------------------|-----------|
| 1 | 現状と課題 | 1P |
| 2 | 現在の取組 | |
| | ○京都未来まちづくりプラン（行財政
改革・創造プラン）の概要 | 7P |

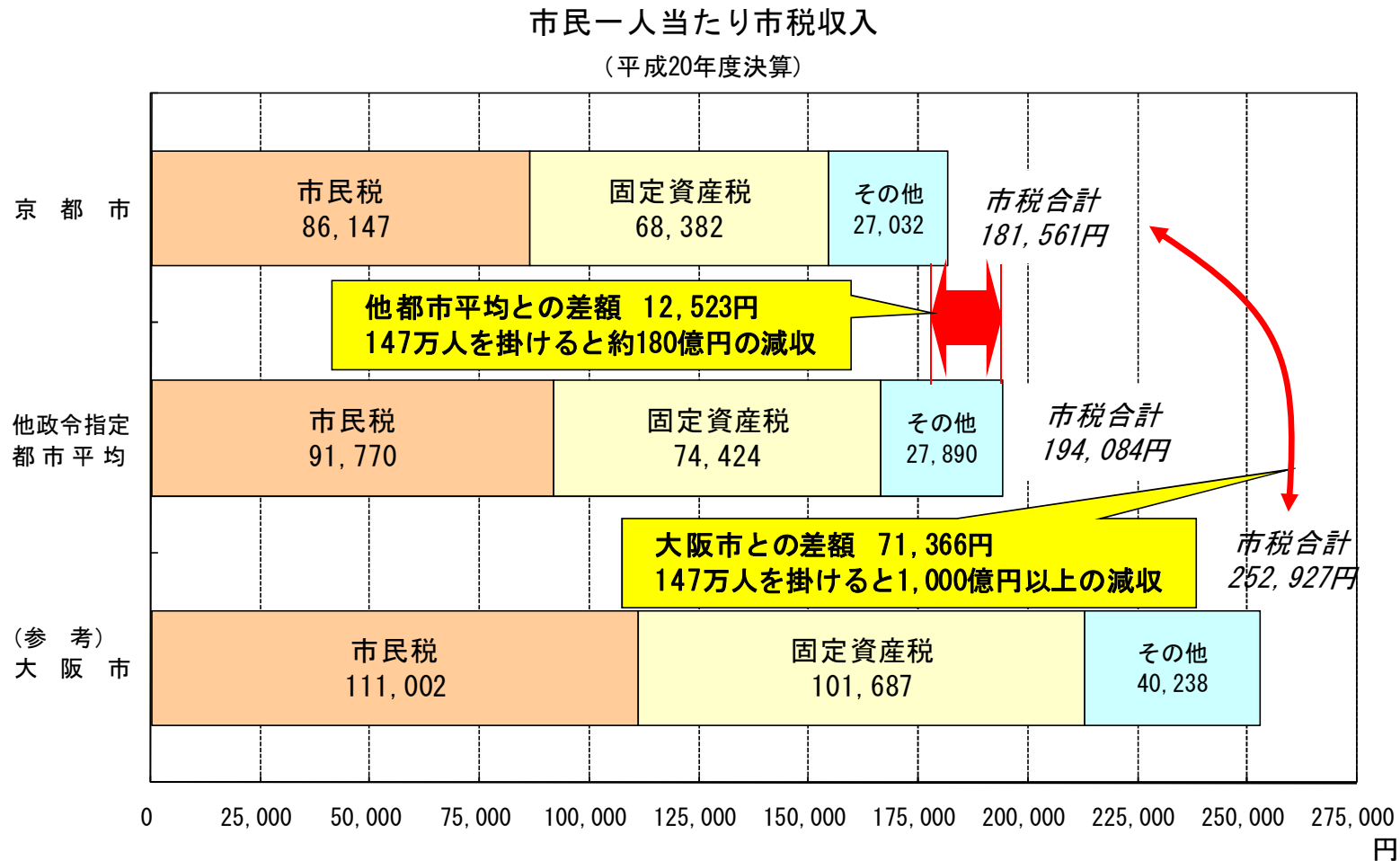


1 現状と課題

(1) 財政基盤が弱い

他都市に比べ市税収入が少ない。

→ 他都市の平均的な税収と比べて約180億円程度の恒常的な減収



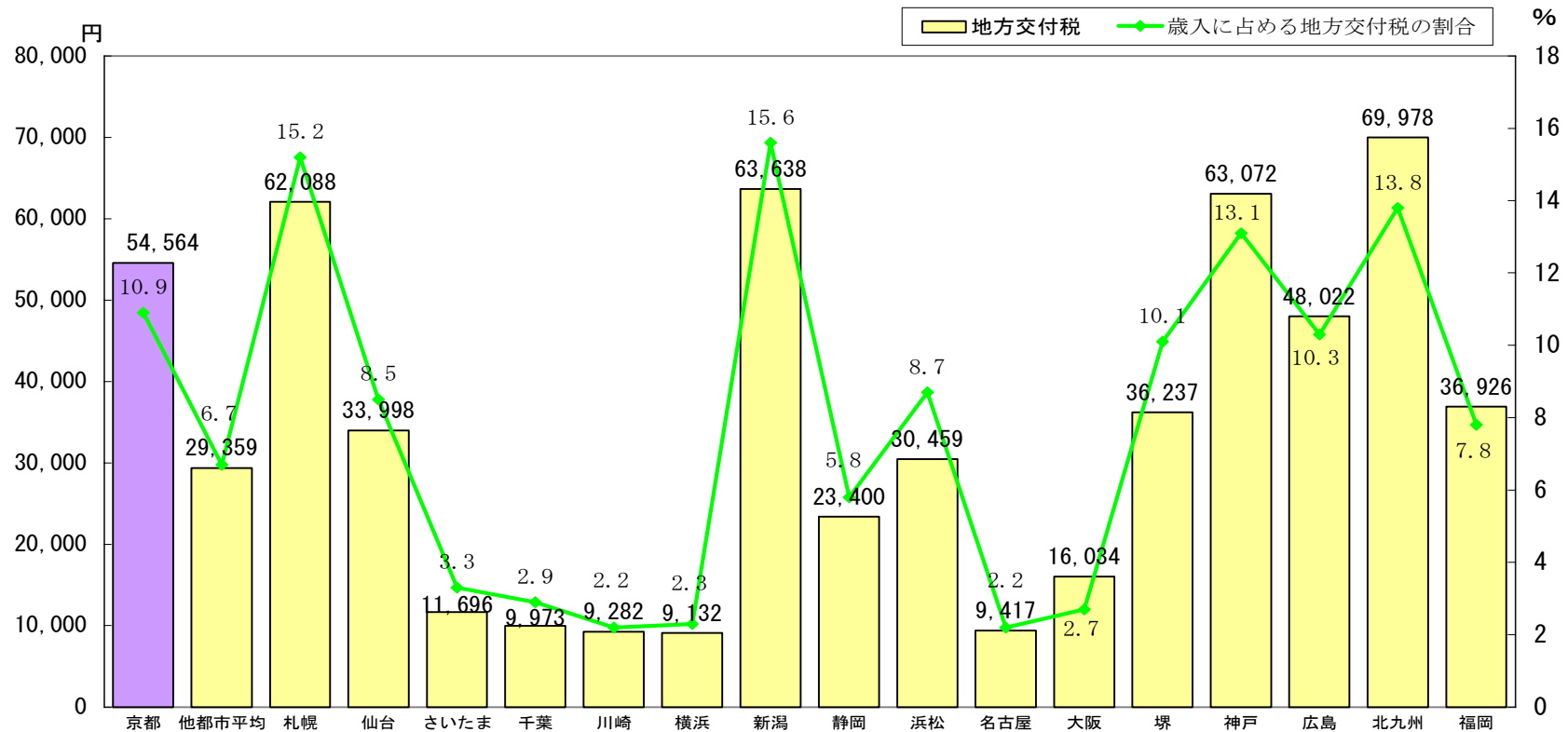


(2) 交付税依存度が高い

市税収入が低い自治体に対して、地域間の財政力調整措置として、国から交付される地方交付税に依存する度合いが高い。

→ 京都市財政は、交付税減少の影響を大きく受ける。

政令指定都市の市民一人当たりの地方交付税の収入額(平成20年度決算)

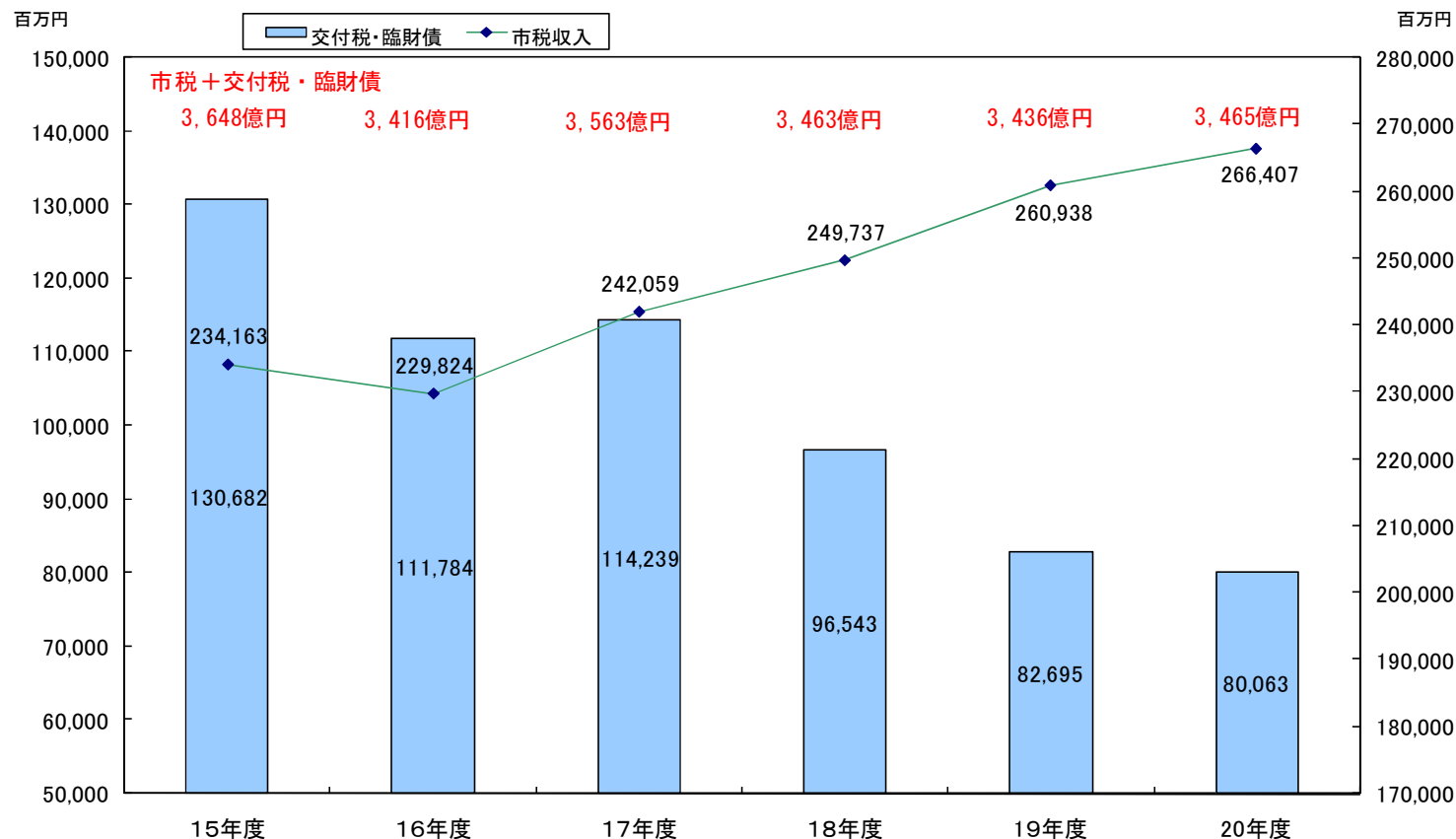




(3) 大都市に厳しい地方交付税の削減

国の三位一体改革の影響等により、近年（平成15年～平成20年），大幅に削減されている。

→ 地方交付税が全国平均（24％）を上回る506億円（39％）の減少



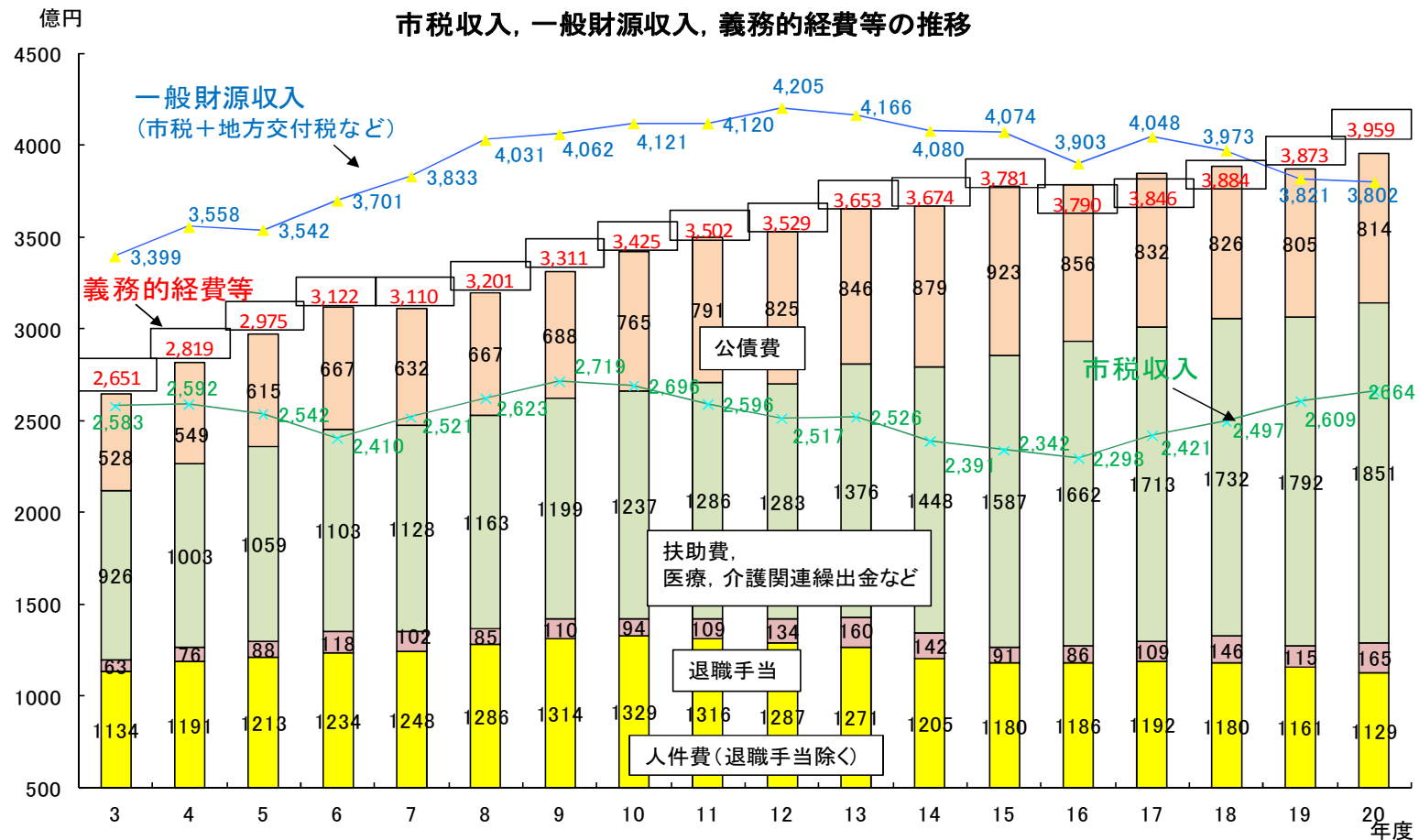


(4) 景気変動への対応力が弱い硬直的な体質

扶助費をはじめとする「義務的経費」が増加の一途をたどっており、他都市と比べてもその伸びが大きい。

→ 義務的経費は増加する一方で，市財政はますます硬直化

※義務的経費：生活保護扶助費や市債の返済経費など任意に削減することが出来ない硬直性の強い経費



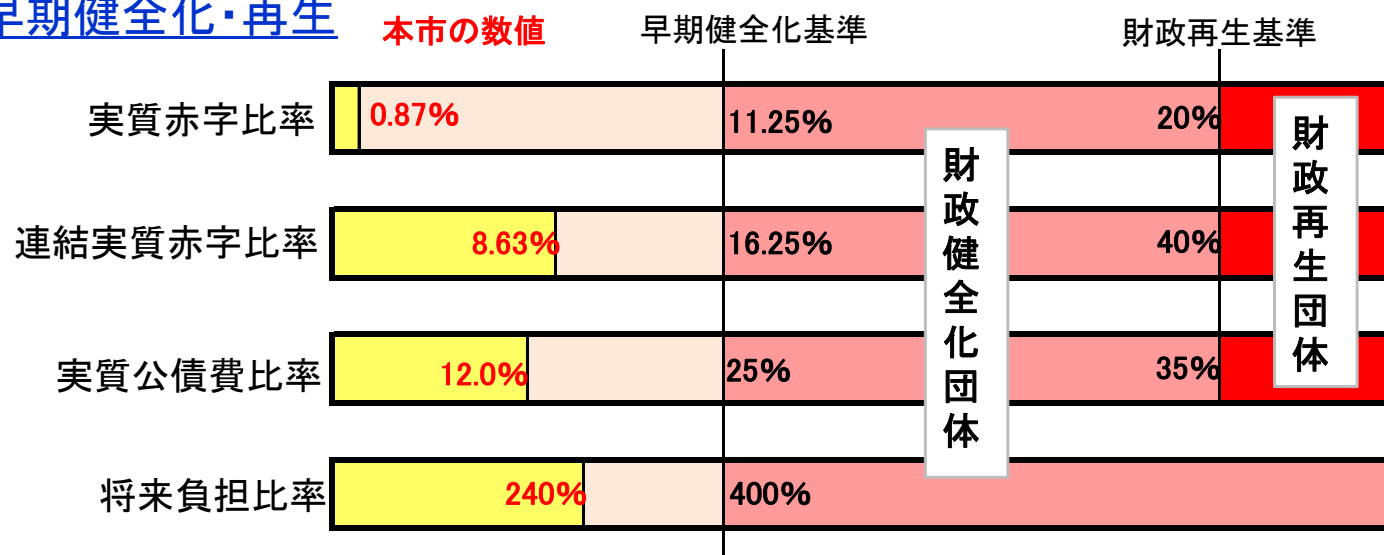


(5) 財政健全化法に基づく健全化判断比率の改善が急務

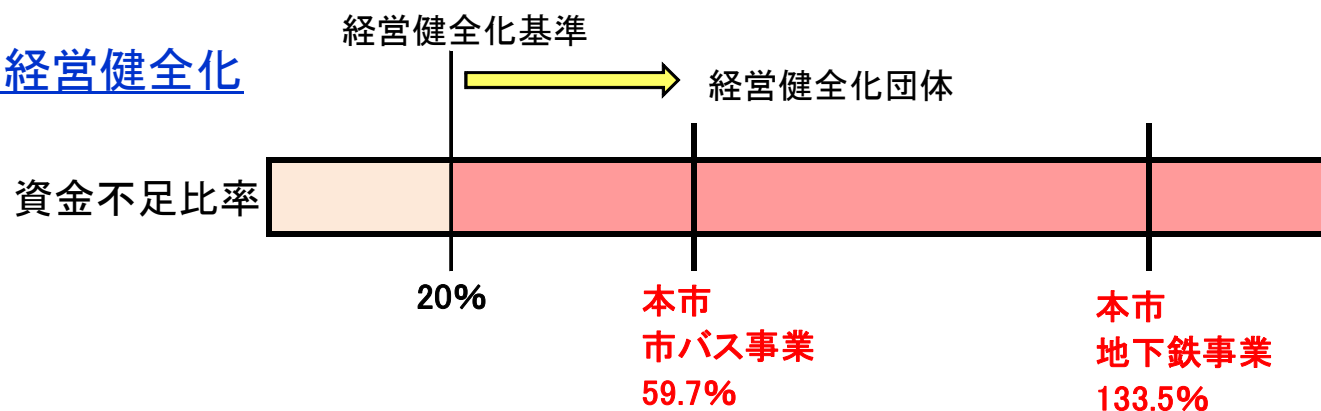
市バス・地下鉄事業は、経営健全化基準（20%）を超過している。

→ 法に基づく経営健全化計画の策定

○財政の早期健全化・再生



○公営企業の経営健全化





(6) 財政健全化に早くから計画的に着手

事務事業の見直し，公共工事のコスト縮減，職員数の適正化等を行っている。
→ 間断なく行財政改革を推進し，大きな財政削減効果

		「平成の京づくり」推進のための市政改革大綱	京都新世紀に向けた市政改革行動計画	京都新世紀市政改革大綱(取組期間:平成13～17年度)	市政改革実行プラン等(取組期間:平成16～20年度)	合計
期 間		平成7～9年度	平成10～12年度	平成13～15年度	平成16～20年度	
経費節減(事務事業の見直し等)		約86億円	約133億円	約106.6億円	約449億円	約774.6億円
公共工事のコスト縮減		—	約112億円	約102.3億円	約182.7億円	約397億円
職員数	減員数	1,246人(7～12年度)		1,100人	1,301人	3,647人
	財政効果	未算定	約124.4億円	約198.5億円	約329.6億円	約652.5億円
合 計		約86億円	約369.4億円	約407.4億円	約961.3億円	約1,824.1億円

2 現在の取組

○京都未来まちづくりプラン(行財政改革・創造プラン)の概要

策定年月		平成21年1月
計画期間		平成20年度から平成23年度まで
概要	目標	「市民感覚・民間経営感覚による行政運営の確立」 「京都の未来に責任を持つ財政運営の確立」
	推進項目	1 行政運営手法の改革 ・ 市民との「共汗」による協働の推進 ・ 民間の知恵・活力の積極的な導入 等 2 歳出構造の見直し ・ 徹底した事務事業の見直し ・ 総人件費の削減 等 3 歳入の確保 ・ 自主財源の拡充強化 ・ 保有資産の有効活用 等 4 市民サービスの改革 ・ 社会経済状況の変化等に対応したサービス提供の見直し 等 5 庁内の改革 ・ 市民から信頼される市役所づくり 等 6 公営企業・特別会計の改革 ・ 公営企業の経営健全化 等 7 外郭団体の改革 ・ 経営の抜本的な改善 ・ 財政的関与及び人的関与の見直し 等

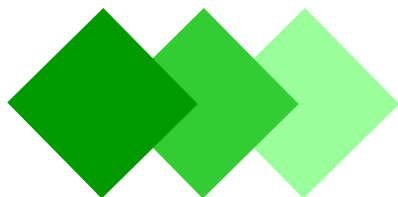


主要施策
と実施状
況

上記の項目の下，24の取組事項，103の具体的取組を掲げ，改革を推進

＜プランに掲げた103の具体的取組の進捗状況＞（21.6.1現在）

区分	項目	状況
完了・継続	共汗・融合型戦略的予算編成システムの導入 PFIなど効率的な整備・運営手法の導入の推進 「京都市民環境ファンド」の創設・活用 等	14項目 (13. 6%)
推進中	統廃合等の推進及び公益法人制度改革への対応 職員数の更なる削減 等	78項目 (75. 7%)
着手前	債権回収強化の取組の推進 要綱のホームページへの掲載 等	11項目 (10. 7%)



II 組織改革, 人材活性化, コンプライアンス

1	現状と課題	1P
2	現在の取組	
	○京都市組織改革方針	2P
	○京都市人材活性化プラン	6P
	○京都市職員コンプライアンス推進指針	12P



1 現状と課題

■組織改革，人材活性化，コンプライアンスに係る課題

○ 組織改革

- ・ 縦割り行政の弊害を解消し，総合的な政策展開を図るため，プロジェクトチームの活用等により組織の枠を超えた連携をより一層図る必要がある。
- ・ 最小の経費で最大の効果を発揮できる効率的で効果的な執行体制を構築するため，更なる事務事業の見直しや集約化を進める必要がある。
- ・ 迅速な意思決定と行政サービスの提供を行うため，更なる組織内分権を推進していく必要がある。

○ 人材活性化

- ・ 職責の明確化
- ・ 職責に応じた処遇体系への見直し
- ・ 人材育成や組織活性化のための人事評価制度の整備
- ・ 職員の能力活用という視点に立った人事配置
- ・ 加点主義の組織文化の醸成
- ・ 多様な人材の採用
- ・ 人事管理と研修の連動
- ・ 方針や目指すべき職員像を徹底するという視点を持った研修
- ・ 計画的な人材育成のための体系的な研修
- ・ 自己研鑽への支援の取組

○ コンプライアンス

- ・ 職員一人ひとりに，法令に従い，これを確実に守るという公務員としての基本を更に徹底する必要がある。
- ・ 「法令遵守」ととどまることなく，創造的かつ主体的に職務を遂行する組織文化を根付かせていく必要がある。



2 現在の取組

○ 京都市組織改革方針

■京都市組織改革基本方針(案)(平成14年1月)の概要

計画期間	平成13年度から平成22年度まで
目 標	「企画立案型の行政運営に重点を置いた組織改革」 「市政改革を強力に推進するための組織改革」
内 容	8つの基本的な方向性を定め、21の具体的検討項目の推進 (取組期間:平成13年度～平成17年度) 【主な実施内容】 ○ 「トップマネジメント機能の強化」として、 都市経営戦略会議(現 未来まちづくり戦略会議)等の設置による都市経営戦略推進体制の整備 ○ 「庁内分権の推進」,「区役所機能の強化」として、 ・ 予算・定数の枠配分方式の導入 ・ 部長級以下への権限の大幅委譲 ・ 区長・支所長(現 担当区長)の裁量により一定範囲の事務分担を決定できる仕組みの導入 ・ 区役所経営会議,区行政推進会議の設置 などによる,市民のニーズに精通した各局区による主体的な組織運営機能の強化 ○ 「縦割り組織の弊害の解消」として、 庁内横断組織であるプロジェクトチームの制度化と,これを活用した行政評価システムや戦略的予算編成システム(現 共汗・融合型戦略的予算編成システム)の構築



「京都市組織改革基本方針(案)」



組織改革の取組を通じて、経営感覚とスピード感のある市政運営を実現するための基盤を構築



方針(案)の策定後の本市内外の諸情勢の変化, 新たに顕在化した課題に対応する必要がある。

より時代に合致したものとするため、平成18年度から平成22年度までに取り組む組織改革の基本的方向性と具体的項目を新たに設け、「京都市組織改革方針」を策定した。

同方針では、下記の実現に向けた取組をより一層推進していくこととしている。

- 1 多様化, 高度化する市民のニーズに対応するため、必要となる政策を自ら立案し、その公正かつ適正な執行を管理・評価できる「**個性ある政策自治体**」
- 2 民間活力の導入, 公民協働, IT(情報通信技術)の活用等を更に推進し、より一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図った「**質の高い効率的な市役所**」



■京都市組織改革方針の概要

策定年月	平成18年2月
計画期間	平成18年度から平成22年度まで
概 要	これまでの組織改革の視点に、新たな視点を加え、「個性ある政策自治体」、「質の高い効率的な市役所」の実現に向けた取組を進める。 ○ これまでの組織改革の視点 ・ 時代や市民のニーズに的確に対応できる組織（基本構想や基本計画の推進） ・ 本格的に地方分権を推進するための組織 ・ 市民が利用しやすい組織（縦割り組織の弊害の解消等） ・ 厳しい財政状況を踏まえた市政改革の推進 ・ 国の公務員制度改革と本市の組織改革 ○ 新たな組織改革の視点 ・ 経営感覚とスピード感のある市政運営の実現（都市経営戦略の推進） ・ 市民参加の拡大 ・ 新たな行政サービス提供方法の創設 ・ 高度情報化の更なる推進 ・ 団塊の世代の職員の大量退職 ・ コンプライアンス（法令遵守）の確保 ・ 国の地方自治制度改革の先取と新たな制度の活用



主要施策 と実施状 況	上記の視点の下， 6 の基本的な方向性と 1 4 の具体的検討項目を掲げ， 組織改革を推進。平成 2 2 年 1 月現在， すべての項目を着手又は推進中	
	トップマネジメント の強化と組織内分権 の推進	・ 新たな副市長制の在り方 ・ 管理部門の組織の在り方 ・ 局区運営機能の強化と組織内分権の推進 ・ ITを活用した情報共有と意思決定の迅速化 ・ 組織運営における機動性の向上
	組織の枠を超えた 総合的な行政の推進	・ 新たな政策課題に対応するための仕組みの構築 ・ 執行機関の枠にとらわれない行政の総合性の確保
	市民が利用しやすい 行政サービスの提供	・ ワンストップ・ノンストップサービスの実現 ・ 市民のニーズや地域の特性に応じた行政サービスの提供
	より効率的な行政 サービスの提供	・ 民間活力の導入などによる組織の見直し ・ 事務の集約化による効率性と専門性の向上 ・ より効率的な行政サービスの提供のための体制の整備
	区政改革の更なる推進	・ 区長権限の強化などの組織内分権の推進 ・ 区民との協働等を進めるための区役所の在り方
	市民に厚く信頼される 市政運営の確立	・ 違法又は不当な行為に対する組織的な対応を図るための仕組みの構築 等



○ 京都市人材活性化プラン

■ 緊急に対応すべき課題

- ① 危機的な財政状況を克服し、未来への展望を切り拓くこと
- ② 新しい組織文化の構築



厳しい状況の中であればこそ、
「情熱を燃やし、より質の高い仕事を追求する人材」、「少しでも付加価値を生み出そうとする努力」

→ それらを育成し、支援する仕組みが不可欠



■ 目指すべき職員像と求められる能力・姿勢

<目指す職員像>

京都を愛し、公務に情熱と誇りを持ち、市民の信頼にこたえる職員

【5つの職員像】

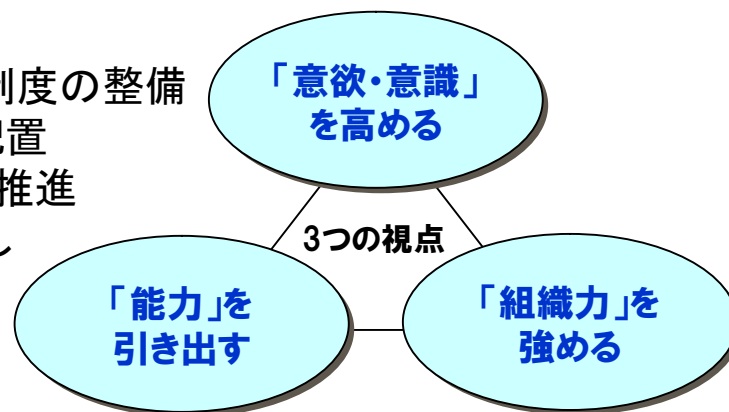
【求められる能力・姿勢】

1 公のために働くことを誇りとし、理想と遵法精神を持って責任ある行動をとる職員	① 「住民の福祉の増進」と「最小の経費で最大の効果」という公務の原点を意識した責任ある行動 ② 公務員倫理と遵法精神に則った行動 ③ 市政運営の主体である市民の負託を自覚した行動 ④ 人権尊重の思想を基底に置いた行動
2 地域主権の担い手としての自覚を持って改革を推進する職員	① 社会の変化に即応し、市民の暮らしの実情に向き合う市民本位の政策の立案と実行 ② 目標・期間を明確にしたスピード感のある行動とコスト意識 ③ 主体性を持った専門知識・技術の習得と多様な情報の収集 ④ 困難な状況にも失敗を恐れず立ち向かうチャレンジ精神
3 市民感覚を大切に、常に市民と協働する職員	① 丁寧で分かりやすい説明と親切で真心のこもった市民対応 ② 徹底した「現地・現場主義」 ③ 積極的な情報の提供と政策形成過程からの市民参画の実践
4 人間的な魅力にあふれ、チームワークを大切にする職員	① 職場の風通しをよくするホウレンソウ(報告・連絡・相談)・確認の徹底 ② 市政の状況に対する共通認識と、目標の共有・達成に向けた協働 ③ 組織の一員としての自覚と明るく働きがいのある職場づくりへの協働 ④ 「縦割り」を排し、市役所の総合力を発揮するための政策の融合と組織間協力
5 京都を熟知し、都市の魅力を継承・発展させる職員	① 京都の歴史や文化に関するより高いレベルの知識の習得 ② 京都の魅力・地域力を高め、広めるための主体的な行動 ③ 環境先進都市・京都を担う自覚と未来の環境に責任を持つ行動



■京都市人材活性化プランの概要

策定年月	平成21年3月
計画期間	平成20年度から平成24年度まで
概 要	「目指す職員像」と、職員に「求められる能力・姿勢」を具体化して、新たな組織文化を構築するための取組項目を3つの視点で分類し、推進する。 【視点1】「意欲・意識」を高める 1 職責と目標の明確化 2 意欲と主体性を高める人事評価制度の整備 3 意欲を高め、視野を広げる人事配置 4 市民感覚の醸成のための取組の推進 5 職責に応じた処遇体系への見直し 6 表彰・顕彰制度の充実 7 公務員倫理と法令遵守の徹底 【視点2】「能力」を引き出す 1 意欲、能力を引き出す柔軟な人事配置 2 人材育成の観点に立った人材登用の仕組みの整備 3 職員研修の充実・強化（職員研修の基本方針） 【視点3】「組織力」を強める 1 人事評価における「チームワーク」と「リーダーシップ」の視点の導入 2 加点主義の組織文化の醸成 3 すべての職員が意欲と能力を存分に発揮できる環境の整備 4 多様な人材の採用





主要施策 と実施状 況	上記の視点の下、51の取組項目を掲げ、人材活性化に係る改革を推進 ○ 実施済み取組項目(7項目:平成21年12月現在) ・ 採用前研修の実施 ・ 採用試験における面接の重視と多様な視点による選考 ・ 「経験者」採用試験の年齢制限の撤廃 ・ 「大学院修了者」、「青年海外協力隊経験者」採用試験の新設 ・ 民間企業等への派遣研修の拡大 ・ 資格取得に対する支援 ・ 「経験者」採用試験の受験資格の拡大
-------------------	---



■全庁“きょうかん”実践運動の概要

開始年度	平成20年度
概 要	「笑顔・親切・ていねい・テキパキ」な窓口サービスをはじめとした市民感覚の徹底と活気あふれる市役所づくりに向け、全庁“きょうかん”推進本部を設置し、職員の意識改革、組織風土の刷新、公務員倫理の高揚等の庁内改革策を全庁的に融合し、計画的に推進する体制を確立した。 その中で、今まで以上に職員一人ひとりが自律的に活動することにより、自らの職場を刷新・構築する仕組みと、より一層、市民の感覚、目線が入る仕組みを積極的に取り入れた「全庁“きょうかん”実践運動」に全庁を挙げて取り組んでいる。

主要施策

1 “きょうかん” ミーティング

すべての職員が自己の業務の役割を点検し、市民に信頼される市役所づくりのために、現在市役所が抱える様々な課題等に対し、自己の業務において“何ができるか”、“何をすべきか”を考えることから始め、所属等で目標を共有しながら市民の目線に立った業務改善に取り組むことで、更なる職員の意識改革と職場風土の刷新を図る。

2 職場訪問チーム

公募等による市民で構成するチームに、直接職場を訪問し、課題を洗い出していただき、市民の「声」を直ちに業務に生かすとともに、頑張っている職員を激励していただくことで、職員の意欲高揚を図り、より質の高い市民サービスを提供する。

3 市民対応アドバイザー

接客業務のプロとして活躍してきたホテルマン経験者等を委嘱し、市民対応職場の視察等を通して、市民対応に関する個別具体的でより実務に即した助言・指導を行い、市民感覚の浸透、対応能力の向上を図る。

4 ハートミーティング(意見交換会)

市長と職員が本音で意見を交換する「ハートミーティング」(意見交換会)を実施し、未来の京都、魅力と個性あふれる京都のまちづくりを推進するとともに、風通しの良い組織風土を醸成する。

5 窓口サービス評価・実践制度

区役所・支所など不特定多数の市民等の来庁のある職場における職員の接遇を中心とした窓口サービスについて、来庁者の方に評価していただき、その結果を改善に生かすことにより、「笑顔・親切・ていねい・テキパキ！」を基本とする窓口サービスの向上を図る。
(隔年実施のため次回は平成22年度)



○ 京都市職員コンプライアンス推進指針

■ 策定経過・目的

京都市は、「地域主権時代のモデル」となることを目指す。
地域主権の時代にあっては、画一的な施策ではなく、地域の実情と課題を的確に把握し、それに応じた施策を住民とともに立案し、力を合わせて展開していくことが必要である。



庁内改革の取組は、「不祥事根絶」から、地域主権の担い手として、市民の目線に立った自律的かつ能動的な組織文化を確立し、市民の信頼をより一層高めるという新たな段階に入っている。



コンプライアンスは、意識改革のキーワードの一つである。これを職員の共通認識とし、組織文化として根付かせていく。



京都市職員コンプライアンス推進指針

市職員のコンプライアンス推進のための留意事項と確認事項をとりまとめたもの



■京都市職員にとってのコンプライアンス

「法令に従い、これを確実に守るという基本を徹底するとともに、常に『法の一般原則』に立ち返り、創造的かつ主体的に職務を遂行すること。」

■コンプライアンスを推進するために

コンプライアンスを推進するためには、「京都市職員の倫理を確立するための行動規範（京都市職員倫理憲章）」（平成19年3月策定）に規定されている事項を再認識し、「現地・現場主義」に立って実践すること、そして、管理監督職員や局区等が、行動規範を実施しやすい職場環境づくりを進めることが必要である。

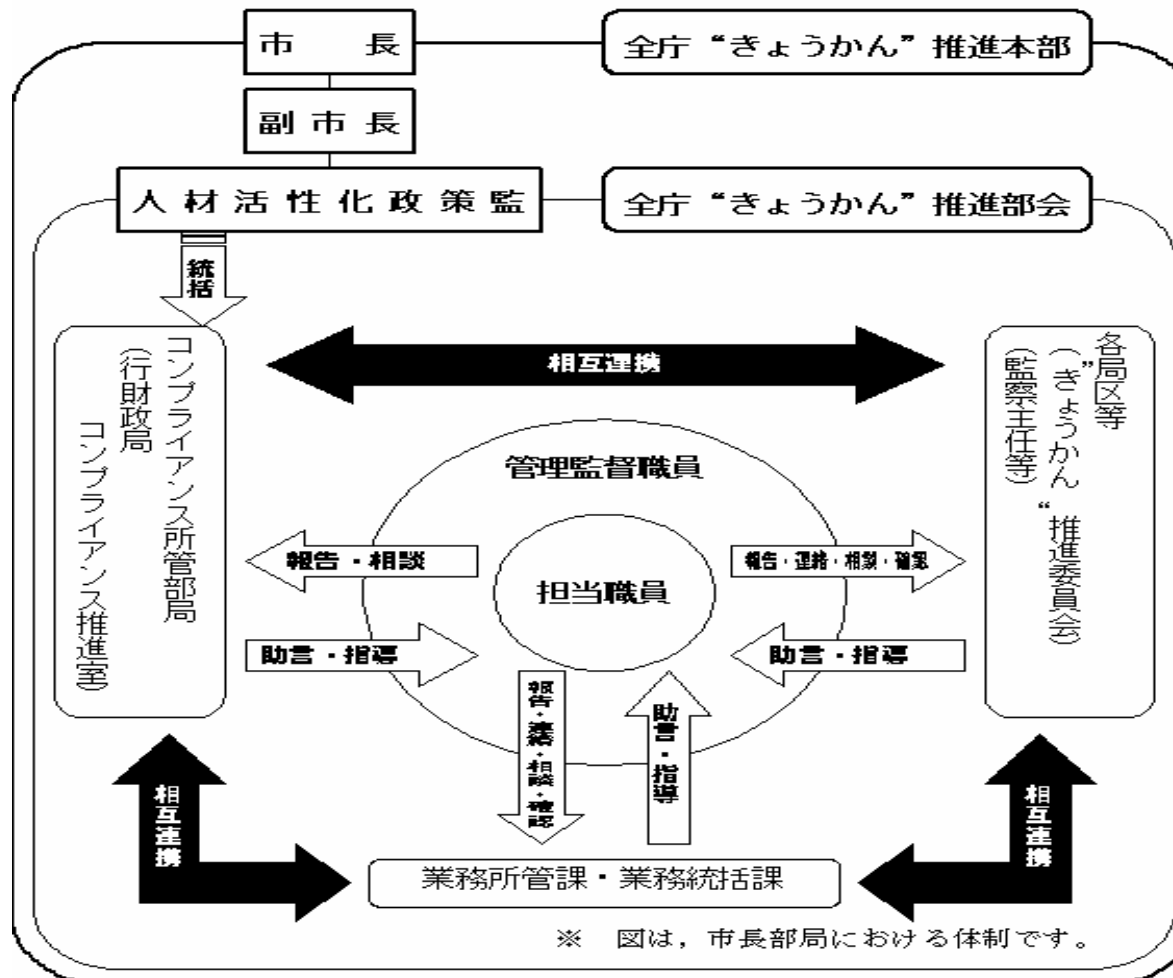
京都市職員の倫理を確立するための行動規範(京都市職員倫理憲章)

1. 公私にわたり、高い倫理観を持って、行動します。
1. 市民の目線に立って、仕事に全力投球します。
1. 法令等を遵守し、不正を許さず、公正に仕事をします。
1. 情報を市民に分かりやすく伝え、説明は丁寧に行います。
1. 自己研鑽に励み、絶えず改革に取り組みます。



■コンプライアンス推進体制

市長を本部長とする全庁“きょうかん”推進本部の下、コンプライアンス所管部局、各局区等の“きょうかん”推進委員会や監察主任等の担当者、そしてそれぞれの業務所管部局が相互に連携することにより市民の信頼の確保に努めています。



※ 全庁“きょうかん”推進本部
市民に信頼される市役所づくりに向け、職員の意識改革、職場風土の刷新、公務員倫理の高揚等の庁内改革策を全庁的に融合し、計画的に推進するため設置し、市長を本部長として、副市長、局長級の職員で構成する。

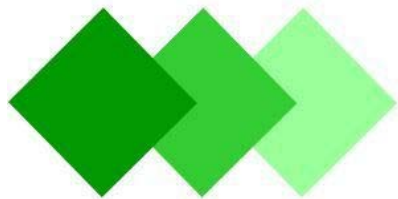


■京都市職員コンプライアンス推進指針の概要

策定年月	平成21年9月
概 要	○ 職員が、コンプライアンス(※)について、共通認識を持って実践し、又は組織文化として根付かせていくため、留意すべき事項、確認すべき事項をまとめている。 ※ 法令に従い、これを確実に守るという基本を徹底するとともに、常に「法の一般原則」に立ち返り、創造的かつ主体的に職務を遂行すること。 ○ 「京都市人材活性化プラン」のⅢ(人材活性化のための取組項目)－視点1(「意欲・意識」を高める)－7(公務員倫理と法令遵守の徹底)の取組として策定



構 成	1 コンプライアンスとは (1) 京都市職員にとってのコンプライアンスとは (2) コンプライアンスを推進するために 2 コンプライアンスの推進を支える制度や仕組み (1) 公私にわたる高い倫理観の保持のための取組 ① 京都市職員の倫理の保持に関する条例 ② 公務員倫理研修 (2) 市民の目線に立った仕事への専念のための取組 ① 全庁“きょうかん”実践運動 ② 信頼される市民対応 ③ 信頼される服装と身だしなみ (3) 法令等を遵守した公正な職務執行のための取組 ① 適正な業務遂行 ② 適正なサービスの確保 ③ 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例 ④ 公益通報処理制度(内部通報) (4) 市民への分かりやすい情報伝達と丁寧な説明のための取組 ① 情報の積極的な開示と適切な管理 ② 誠実、丁寧で意を尽くした説明(説明責任) (5) 自己研鑽と絶え間ない改革の実践のための取組 ① 自主的な業務改善(業務と組織の自己変革) ② 自己研鑽による能力向上と視野の拡大(職員の自己変革) 3 コンプライアンス推進体制
主要施策と 実施状況等	平成21年11月 コンプライアンス推進月間 (所属長等を対象とする研修, 所属長による職場管理に関するチェックシートによる点検, 幹部職員を対象とした講演会)



Ⅲ 市民協働

1 市民参加, 市民協働について	1P
2 市民参加関係の主な施策の経緯	3P
3 条例・計画に基づく具体的な取組(主なもの)	4P
(1) 市政運営の各過程における参加の制度や仕組みの 拡充に向けた取組	4P
(2) 地域における市民主体のまちづくり活動とその支援	5P
(3) 情報の提供・公開と共有	6P
4 現状と課題	8P
5 課題の分析	9P
6 「共汗」による取組事例	10P
7 資料編	12P



1 市民参加，市民協働について

<背景>

- 今日の地方分権，地域主権時代にあっては，市民のニーズを的確に把握し，地域の実情に合わせたまちづくりの推進が求められている。
- また，環境意識の高まりや少子長寿化の進展といった大きな時代の変化に直面し，複雑多様化する現代社会において，より豊かで安心して暮らせる京都のまちを実現するためには，市民と行政とが知恵と力を出し合い，課題解決に向かうことが不可欠となってきている。

<市民参加，協働による市政運営>

- 以上のことから，本市では，全国に先駆けて，「市民とのパートナーシップ」を市政運営の根幹に据え，「市政への市民参加」と「市民の自主的なまちづくり」の両面から市民参加を推進することを基本原則とし，市政のあらゆる分野で市民参加，協働による市政運営を進めてきた。

市民参加の類型

広義の市民参加

狭義の市民参加 (市政参加)

選挙

公聴会

アンケート
調査

審議会の
公開

パブリック・
コメント

審議会委
員の公募

住民投票

ワークシ
ョップ

市民活動 (市民の自主 的なまちづくり)

地域自治
活動

NPO等
の活動

ボランティア
活動

私的活動

生涯学習

趣味・サ
ークル活
動



2 市民参加関係の主な施策の経緯

- **平成13年12月 京都市市民参加推進計画策定**

- 計画期間

- 概ね10年(平成13年～22年度) ※平成18年12月に中間見直し

- 具体的な取組

- ① 市政運営の各過程における参加の制度や仕組みの拡充に向けた取組
 - ② 地域における市民主体のまちづくり活動とその支援
 - ③ 情報の提供・公開と共有

- **平成15年6月 市民活動総合センター開設**

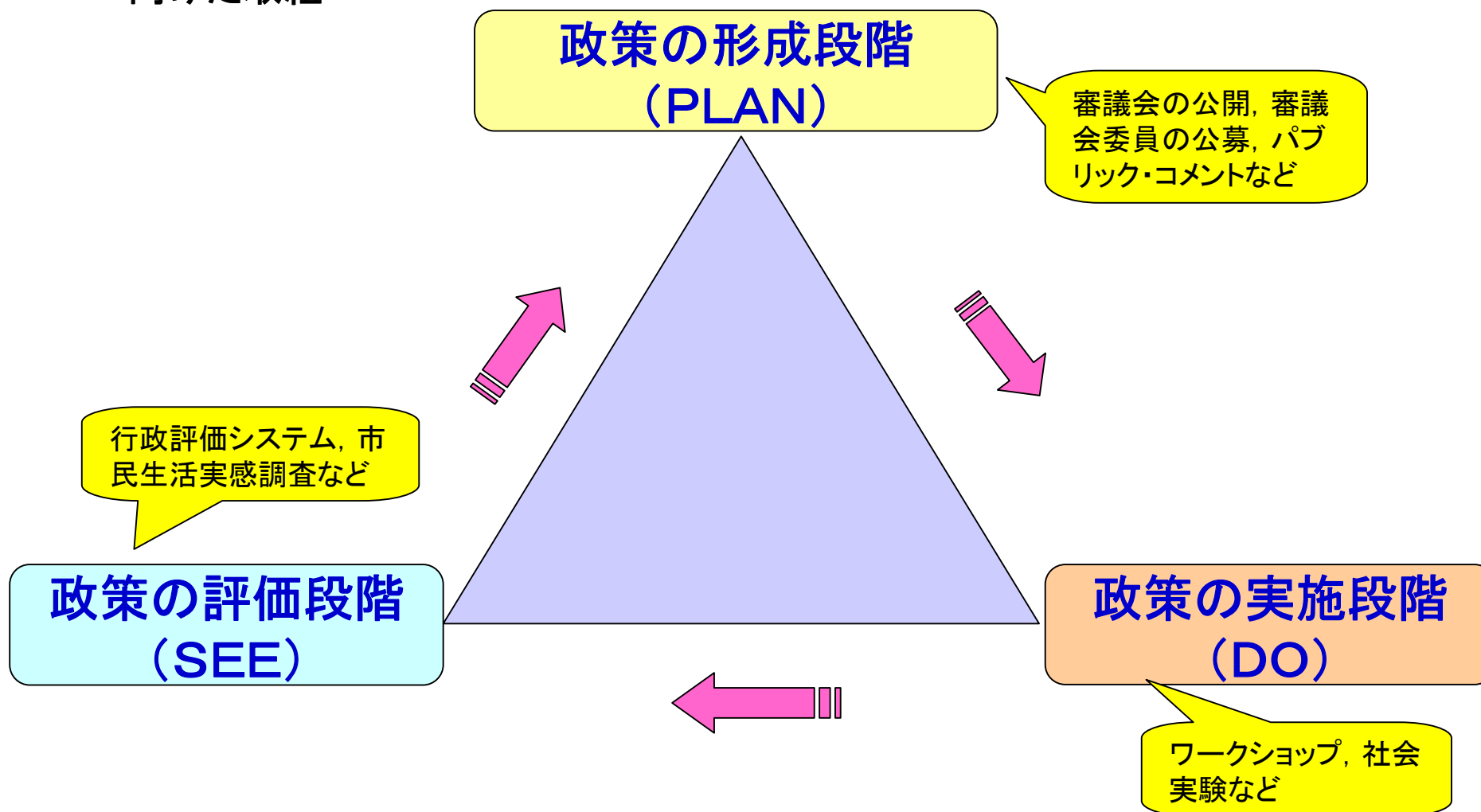
- 市民活動を活性化するために、情報提供、相談、交流などの様々な支援活動を展開し、NPOやボランティア団体を総合的に支援

- **平成15年8月 京都市市民参加推進条例施行**

- 京都市における市民参加を確かなものとするため、市民と行政の役割を明確にするとともに、市政運営の各過程への多様な市民参加によるまちづくりが一層推進されるよう、条例を制定

3 条例・計画に基づく具体的な取組(主なもの)

(1) 市政運営の各過程(PDSサイクル)における参加の制度や仕組みの拡充に向けた取組



(2) 地域における市民主体のまちづくり活動とその支援

ア 市民活動総合センターでの事業展開

<設置目的>

NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図る。

【センターで実施する事業】

市民活動団体等に「活動の場を提供」するとともに、

「4つの柱」で事業を展開

①市民活動に関する情報収集・提供及び調査・研究

②市民活動に関する各種の相談

③市民活動の育成

④幅広い市民の交流・連携

場所 ひと・まち交流館内



イ 「暮らしの工房」づくり支援事業

地域の団体等と連携し、空き店舗、集会施設など利用可能なスペースを有効活用した身近なまちづくり活動の拠点づくりを支援する取組（現在、市内に9箇所設置）

ウ 地域の安心安全ネットワーク形成事業

身近な学区（小学校区）を単位に、地域住民（各種団体）と区役所・支所、学校、警察署、消防署などの関係機関が連携し、小学生の登下校時の見守り活動や防犯パトロールなど、できるだけ幅広く、総合的なネットワークづくりを進める取組

エ 大学地域連携モデル創造支援事業（学まちコラボ）

魅力ある地域づくりや地域の課題解決に向けて、大学・学生と地域が一体となって取り組む事業を広く募集し、助成金を交付し、大学・学生と地域との連携を一層促進する取組（21年度は10事業を認定）
など

(3)情報の提供・公開と共有

より多くの市民に市政へ参加してもらい、自主的な市民活動を進めてもらうためには？



行政からの的確な
情報提供・公開と共有が必要！

ア 市民しんぶんの充実

毎月1日(全市版)、15日(区版)発行。視覚に障害がある方を対象に、点字版、文字拡大版、テープ版、CD(デイジー)版も発行。ページ増を行い、市民活動を応援する情報などを紹介するコーナー「きょうと共汗大作戦！」も新設するなど内容を充実。

イ 公式サイト「京都市情報館」の充実

公式サイト「京都市情報館」をリニューアルし、見やすさ、使いやすさの向上を図ったほか、ホームページ作成支援システムの導入により、より迅速に情報を提供できる体制を整えた。また、「きょうと共汗大作戦！」コーナーを設け、市民参加、市民協働に関する情報を見やすく供給している。

ウ 市政情報総合案内コールセンター「京都いつでもコール」の運営

市政の事務や制度、イベント、施設などに関するお問い合わせを、年中無休、朝8時～夜9時まで受け付け、回答。

エ 市長への手紙

市政に対する意見や提案などを市長宛にお送りいただき、手紙は市長自らが目を通し、関係部署において、その内容の調査・検討を行う。また、市民から寄せられた手紙の中から、主なご意見・ご提案とその回答の要旨を「京都市情報館」で掲載。

オ 情報公開

- ・ 公文書の公開制度は、請求者からの請求に基づき、本市が保有する公文書を公開する制度であり、何人でも行うことができ、請求があった場合は、個人のプライバシーに関する情報等の非公開情報を除いて、公開しなければならない。
- ・ 情報公開コーナーにて、市民の方を対象に、行政資料の閲覧・貸出し、ビデオテープの視聴等の情報提供を実施。

カ 京都市政出前トーク

市民の身近な場所に職員が直接出向いて、市政についての説明を行い、市政に関する理解を深めていただくとともに、これからのまちづくりについて共に考えるきっかけを作る。

キ 「市民参加カレンダー」による市民参加情報の提供

各局区等において進められる施策や事業についての市民参加の情報を、「京都市情報館」において月ごとのカレンダー形式で迅速に提供。

ク 審議会等及びパブリック・コメントに係る総括情報の発信

審議会の開催から会議録の公開までの情報や、パブリック・コメントの実施状況や実施結果の情報を、総括して分かりやすく発信するページを「京都市情報館」で運用。

など



4 現状と課題

京都の現状分析(他都市等と比較して、京都の現状が優位又は劣位である事項)	
京都の強み	京都が解決・克服すべき課題
■ 全国に先駆けての市民参加推進条例の制定をはじめ、市民参加を行うための着実な基盤づくりを進めてきた市民参加先進都市 ■ 自治の伝統を背景とした「地域力」や「人間力」がまちに脈々と息づいている。 ○ 日本で最初の小学校である64の番組小学校を発足させるなど、「自治の精神」の息づくまちとして発展し、自治会、町内会活動が活発 ○ 「市民活動総合センター」などを拠点とする総合的なサポートにより、ボランティア、NPOをはじめとする市民の自主的、自律的な活動が市民生活の多様な分野に拡大 ○ 市内に37の大学・短期大学が集積する「大学のまち京都」という本市の特性を生かした大学と地域の連携	■ 市民の市政やまちづくりへの参加機会は大きく広がり、市職員の市民参加の取組に対する姿勢や意識は確実に高まっているが、一方で市民に市民参加を身近なものとして実感してもらえない状態には至っていない。(市民生活実感調査) ■ 京都の持つ「地域力」や「人間力」を市政運営に生かしていくことが必要 ■ 自治会、町内会などの地縁組織とNPOなどの志縁組織との連携が必要



5 課題の分析

- 「市民参加推進条例」及び「市民参加推進計画」に基づき、これまでから全国でも先駆的な市民参加の取組を進めてきた。

審議会の公開, 審議会委員の公募, パブリック・コメント, 市政出前トークなど, 制度の充実と着実な運用

- △ 市民参加の取組に対する市民の実感はまだまだ高まっていない。
市民生活実感調査の3項目で5段階中の d 評価

<原因>

市民参加の機会が, 単に意見や要望を表明するに留まっており, 企画や行動の段階において, 市民と行政が力を合わせて取り組む機会が不十分では?

そこで!

「共汗」による市政運営

市政への市民参加のあり方として, これまでのように市民参加の機会を行政が用意するだけではなく, 市民と行政が自治の意識と責任を共有し, 知恵と力を合わせ, 共に汗をかくことで, これまで以上に京都の持つ「地域力」や「人間力」を生かした市政運営を進めていくことが必要

6 「共汗」による取組事例①

市民との「共汗」による市政運営

「共汗」の理念が市政のあらゆる分野に反映されるよう取組を強化

<具体的な取組>

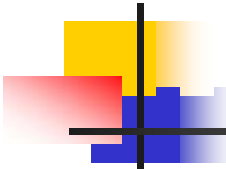
1 「未来まちづくり100人委員会」の運営

- ・ 京都のまちをよくしようと集まった「市民組織」！
- ・ NPOによる市民主導の運営！



■100人委員会月例会議の様子

- ・ 幅広い分野の市民の参加を得て、従来の行政の縦割りを排し、京都のまちづくり全体に関するテーマを市民自らの発想により設定し、今後のまちづくりの方向性や取組方策について、白紙の段階から議論する「市民組織」。
- ・ 行政、企業及び市民等の各主体が未来の京都のために果たすべき役割を盛り込んだ成果報告書をまとめるとともに、実践・行動を展開していく。



「共汗」による取組事例②

2 「市民共汗サポーター」制度の運用

- ・ 市政やまちづくり活動に参加していただく市民ボランティアを「市民共汗サポーター」とし、市民と行政が知恵と力を合わせ、共に汗するまちづくりを進める。
- ・ 市民と共汗による市政運営を一層推進するため、より多くの市民に参加していただくよう、活動しやすい環境を整備していく。



3 「おむすびミーティング」の開催

- ・ 市長自らが、まちづくり活動の現地・現場や、市民と行政との協働の取組などの中に飛び込み、市民の声に直接耳を傾けるとともに、未来の京都を共に語り合う。
- ・ 自由な意見交換の中から、多くの市民の思いと知恵をしっかりと引き出し、速やかに庁内で情報共有を図り、市政運営に反映させていく。



7 資料編

・京都市市民参加推進計画	13P
・京都市市民参加推進条例	14P
・各施策の指標の推移	15P
・市民の市民参加に対する実感	16P
・京都市情報館トップページ	17P
・京都市政出前トーク	18P
・京都市未来まちづくり100人委員会	19P
・市民共汗サポーター制度	20P
・おむすびミーティング	23P
・市民との協働による取組の事例	24P

京都市市民参加推進計画＜平成13年12月策定＞

- 55の取組項目
- 実施時期や目標数値などを示し、市民に分かりやすいものに
- 平成13年度から概ね10年間の取組
【前半期終了時点で必要に応じて見直し】

⇒平成18年12月に改訂（35の推進施策，154の実施事業に再編，充実）



内容

・市政への参加の制度や仕組みの拡充

審議会会公開・委員公募
パブリックコメントの制度化
電子会議室の設置
ワークショップの充実 など

・市民主体のまちづくり活動の支援

「暮らしの工房」づくりへの支援
市民コーディネーターの養成
市民活動支援センターの整備 など

・情報の提供と公開

市民参加情報カレンダーの提供
市役所出前トークの実施
情報公開制度の充実 など

・計画の総合的な推進

全庁的な市民参加推進会議
市民参加推進フォーラムの設置
市民参加推進条例の制定

京都市市民参加推進条例 <平成15年8月1日施行>

- ・前文, 条例の目的 (第1条)
- ・市民参加の基本理念 (第2条)
- ・市の責務 (第3条)
- ・市民, 市民活動団体の責務 (第4, 5条)
- ・市民参加推進計画 (第6条)
- ・審議会等の公開・委員の選任 (第7, 8条)
- ・市政への参加の手続 (第9条)
- ・まちづくり活動の支援 (第10条)

審議会等の委員の選任及び公募に関する要綱 (委員の選任)

- ①様々な分野や年齢などの多様な人材の登用
- ②女性委員の積極的な登用
- ③同一人の兼任は, 3審議会を上限
在任は, 通算して6年を超えない

(委員の公募)

- ①市民の自発的な市政への参加意識の高揚
- ②市民意見を直接審議に反映
 - ・市民公募委員は, 男女同数を基本
 - ・同一人の兼任は, 2審議会を上限

審議会の公開(第7条)

- 審議会は原則公開(第7条第1項)
例外) 公開することにより非公開情報が公になる場合
法令に定めがあるもの
- 審議会情報の提供・公開(同条第2項)
チラシの配布, 市民参加カレンダーへの掲載など
- 会議録の作成, 公表(同条第3項)
ホームページへの掲示, 情報公開コーナーでの閲覧

パブリック・コメント(第9条第2項)

政策等について, その目的, 内容などを公表して広く市民の意見を募集し, それに対する市の見解を公表するとともに, 当該意見を勘案して意思決定を行う手続

(対象)

- ・基本構想その他市政に関する基本的な計画の策定, 改廃
- ・条例の制定, 改廃に係る案の策定
 - ①本市の基本的な制度
 - ②市民生活や事業活動に直接勝つ重大な影響を与える事項
 - ③市民等に義務を課し, 又は権利を制限する事項
- ・市民生活や事業活動への影響が大きい制度の創設, 計画の策定, 改廃

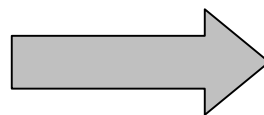
各施策の指標の推移

項 目		18年度実績	19年度実績	20年度実績
公開している審議会等の数※		89件	96件	125件
公募委員が在籍する審議会等の数		49件	53件	61件
パブリック・コメントで出された意見数		13,699件	969件	7,280件
ワークショップを活用した事業数		43件	47件	31件
市ホームページへのアクセス件数		81,686,066件	93,101,552件	102,253,580件
「市長への手紙」の数		2,486件	1,958件	2,484件
市民活動総合センター	総入館者数	142,150人	131,834人	139,464人
	ホームページアクセス数	103,015件	129,726件	129,372件
	インフォメーションサービス登録数	520団体	592団体	664団体
NPO法人認証数(市内における新規認証数)		76団体	43団体	46団体

※審議会等は平成16年度以降公開できる審議会をすべて公開している。

市民の市民参加に対する実感

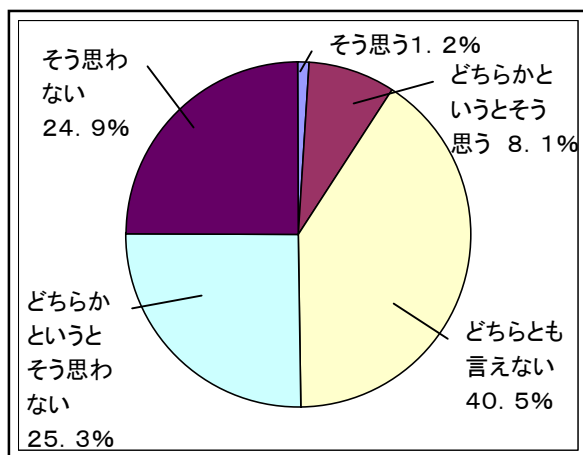
平成21年度市民生活実感調査
3,000人に調査(回答率42.4%)



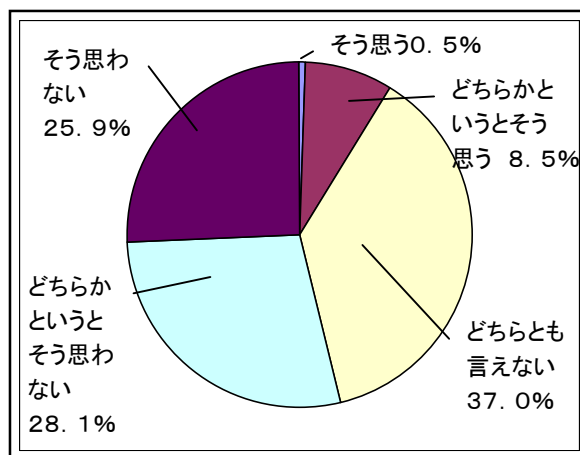
政策評価に反映

市民参加の取組に対する市民の実感はまだまだ高まっていない。

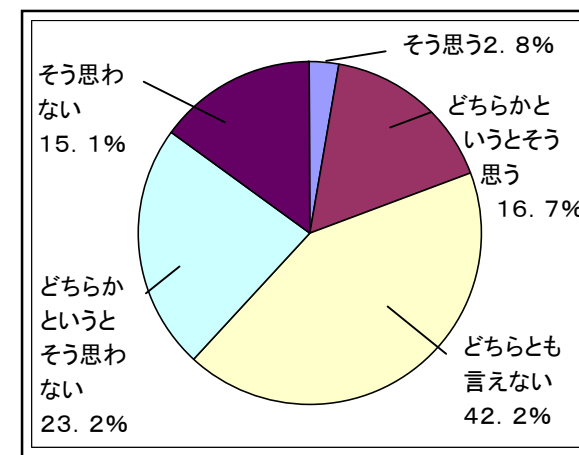
Q:市の方針や仕事の内容について、市の職員から説明を受け、意見交換できる機会や場が十分ある



Q:市の方針や仕事の内容について、企画段階から市民が意見を言う機会が十分ある。



Q:多様な事業やイベントなどにおいて、市民や行政が力を合わせて取り組む機会が十分ある。



京都市情報館トップページ



京都市情報館

◆ [English](#) ◆ [한국어](#) ◆ [中文](#) ◆ [サイトマップ](#) ◆ [市民しんぶん](#) ◆ [いつでもコール](#) ◆ [モバイル版](#)

文字 | [大きくする](#) || [小さくする](#) | [元に戻す](#) |

Google

検索



区役所のページ | [北区](#) | [上京区](#) | [左京区](#) | [中京区](#) | [東山区](#) | [山科区](#) | [下京区](#) | [南区](#) | [右京区](#) | [西京区](#) | [伏見区](#) |



かどかわ だいさく
門川 大作
京都市長のページ

◆ ぎょうと共汗大作戦！

- ▶ 未来まちづくり100人委員会
- ▶ おもすびミーティング
- ▶ 市民共汗サポーター
- ▶ 市民参加カレンダー
- ▶ 募集中の市民意見 (パブリックコメント)
- ▶ 市政出前トーク
- ▶ 審議会等一覧
- ▶ 審議会開催案内
- ▶ 公募委員の募集



市政情報総合案内コールセンター



？よくある質問Q&A

◆ 暮らしの手続早

◆ 緊急情報

▶ 新型インフルエンザに関する情報について Pay Attention to Pandemic Influenza!

重症化のサインがあればすぐに医療機関を受診してください。1月18日から、65歳以上の方、健康成人へのワクチン接種が開始されます。小学生～高校生を対象としたワクチンの一斉接種を市内29病院で受付中です。

1月19日 今日の京都

「不要になった小型家電」のリサイクルモデル事業を実施しています(2010年1月19日)

- ▶ 不要になったデジタルカメラ、ゲーム機など15品目の「小型家電」(小型電子機器類)を回収し、リサイクルするモデル事業を実施します

本日、第3回左京区の未来をつくる区民会議「次代の左京まちづくり会議」を開催します(2010年1月19日)

- ▶ 次期左京区基本計画(素案)等について議論します

京都市男女共同参画市民会議「ウイングスフォーラム2009」の様子を動画配信しています(2010年1月19日)

- ▶ 「日本女性会議2010ぎょうと」プレイベント京都市男女共同参画市民会議「ウイングスフォーラム2009」が京都会館で開催されました

1月15日発表(1月18日公開)の広報資料(2010年1月18日)

- ▶ 広報資料(平成22年1月15日発表分を追加しました)

◆ 安心・安全情報

▶ 新型インフルエンザに関する情報について

地震には ウッドピタ

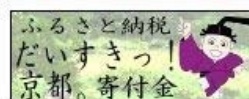
- ▶ 音声読上げ
- ▶ 文字拡大
- ▶ 配色変更

◆ 1月イベントカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

3カ月分のカレンダー

Kyoto City Movie ぎょうと動画情報館



京都市政出前トーク

1 概要

市民の身近な場所に直接出向いて市政についての説明を行い、市政に関する理解を深めていただくとともに、これからのまちづくりについて共に考えるきっかけを作ることを目的に実施している。

2 内容

市民の皆さんの関心の高い施策・事業やまちづくりについて、あらかじめ設定した多様なテーマ(平成21年度は14分野225テーマ)の中から、聞きたいテーマを選んで申し込んでいただき、テーマ所管課の担当職員が出向いて説明する。

3 対象

市内に在住し、在勤し、又は通学する市民で、10人以上が参加される集まり。(本事業の目的や設定したテーマの内容に沿わないもの、政治、宗教、又は営利を目的とするものを除く。)

充実に向けた取組

- 従来あった年度の替わり時の休止期間をなくし、通年で実施することとした。(平成20年度～)
- より多くの市民が容易に申し込めるように、聴覚に障害があるなどの申込者から要望があった場合、手話通訳者を派遣することとしている。(平成21年度～)

申込みの多いテーマ(平成21年度)

結核・感染症の予防について	15件
安心して過ごせる長寿社会 ～介護保険のしくみ～	8件
ごみ処理基本計画のあらまし ～京のごみ戦略21～	8件
京都議定書誕生の地から世界へ ～京都市の地球温暖化対策～	6件
悪質商法の手口と対処法	5件
京の旬野菜推奨事業 ～栄養たっぷり、京の旬野菜を食べる～	5件

聞きたいテーマを選んでください！
市職員が直接皆さんの地域にお伺いして、お話しします！



実績

【受付件数】

18年度	226
19年度	209
20年度	222
21年度(～12月末)	152

【出講件数】

18年度	226
19年度	209
20年度	216
21年度(～12月末)	137

京都市未来まちづくり100人委員会

1 100人委員会の概要

幅広い分野の市民の参加を得て、従来の行政の縦割りを排し、京都のまちづくり全体に関するテーマを市民自らの発想により、大局的な観点から設定したうえで、今後のまちづくりの方向性や具体的な取組方策について、白紙の段階から議論する「市民組織」として、平成20年9月に設立された。

2 委員について

第1期148名、第2期128名の、幅広い分野の市民が、無報酬のボランティアとして活動

3 これまでの活動経緯

第1期

- 毎月1回会議を開催し、委員が自発的に発案した議題に基づき、議論を行った。
- 平成21年9月に成果報告会を開催。これまでの議論を取りまとめて、行政や企業、市民団体などに協働を呼びかけるとともに、京都市に対し、成果報告書を提出した。

第2期

- 成果報告書に記載された項目などについて、参加した市民自らが実践することを目標とした議論や調査等が行われている。

100人委員会の特徴

- ① 未来のまちづくりについて、市民が主体的に議論、運営、提言、行動する「市民組織」
- ② 市民自らがテーマを設定し、白紙の段階から議論する「市民主体の議論」!
- ③ 提言するだけでなく、自ら実践する「行動する委員会」!
- ④ 行動、実践を更に議論に反映させる「進化する委員会」!
- ⑤ 公募・プロポーザルで選ばれたNPO等の市民活動団体による「市民主導の運営」!

第2期議題チーム一覧

議題チーム名	主なテーマ
まちづくりは人づくりから	子育て文化を継承する「ハッピー子育て塾」の設立
京都(^0^)/にこわく	子どもが（大人も）にこにこわくわく育つ環境づくり
人をつなぐ 福祉のコミュニティづくり	コミュニティの基本となるまちの縁側づくり
岡崎ホールディングス	人々の心を豊かにする岡崎地域の活性化
歩きやすい道	京都の道が歩きやすくなる方法を考える
のりもの	自転車や公共交通など、京都の交通問題について
城と堀川	二条城と堀川を中心とした新しいまちづくり
市民のおもてなし力を向上させる	観光客へのおもてなし力向上の施策の検討
市民の景観	景観を語る文化、景観からのまちづくりの育成
山紫水明の京都	山紫水明の京都を、市民が守り育てていけるポジティブな仕組みづくりと発信
きわみ -京都・若者・未来の構想-	若者が京都について議論する「きょうと若者100人委員会」の設立
京都を豊かにする	京都市の財政を潤すような方策の検討
外国の方にうれしい街へ	外国からの観光者などにうれしいまちづくり

市民共汗サポーター制度



1 概要

市政やまちづくり活動に関わる市民ボランティアを「市民共汗サポーター」と位置づけ、市政の一翼を担っていただくことで、市民と行政の「共汗」による新しい市政運営のスタイルを構築していくもの。

現在5万人を超える市民の方に様々な分野で活動していただいている。

2 取組内容

インターネット上で活動事例や募集情報を発信するとともに、メールマガジンも活用して総合的に情報を発信することで、情報の共有化を図っている。

3 活動事例

京町家まちづくり調査員

市域に残存するすべての町家を対象とする「京町家まちづくり調査」を専門家とボランティア調査員によるチームで行う。



市民しんぶん市民記者

公募で選ばれた市民記者と広報担当の市民しんぶん担当者が、企画から編集までを一緒に行い、市政情報や市政関連施設などの魅力を発信する。



文化ボランティア

市民・芸術家・企業等に文化ボランティアとして登録してもらいイベントの受付・案内や美術指導等の文化事業のサポートを行う。



未来まちづくり100人委員会(前述)



市民共汗サポーターの例

事業名	事業概要	所管課(外郭団体含む)
エコドライブ推進事業所登録事業	エコドライブを積極的に実践し、その普及啓発にも一役買っていただく事業所を募集する。	環境政策局 環境企画部 環境管理課
世界の京都・まちの美化市民総行動	市民・事業者・行政との協働により美化活動を実施。 6月と11月には、門掃き、ごみのポイ捨て禁止等の呼び掛け、不法投棄、放置自転車、違法駐車、違法広告物等のまちの美観を損なうものの一掃に向けた美化活動を実施している。 祇園祭が行われる7月には、「山鉾町」での清掃活動により、市民や観光客に美化意識の高揚を図るとともに、子どもたちが環境を大切にす豊かな心を培うことを目的として美化清掃活動を実施している。	環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課
事務事業評価サポーター	事務事業評価制度について、庁内外への更なる浸透などを主として運用面での改善を図るため、大学ゼミ等の学生と本市職員が協働し、評価制度の改善に対する提案や各職場で行われる事務事業評価の取組を支援する制度。学識経験者など外部の委員で構成する京都市の評価制度の第三者評価機関である京都市事務事業評価委員会の補助機関として活動している。	行財政局 財政部 財政課
京都市未来まちづくり100人委員会	幅広い分野の市民の参加を得て、京都のまちづくり全体に関するテーマを市民自らの発想により、設定したうえで、今後のまちづくりの方向性や具体的な取組方策について白紙の段階から議論し、提言するだけでなく、自ら実践行動する「市民組織」を運営する。	総合企画局 市民協働政策推進室
くらしのみはりたい	登録者はボランティアとして、高齢者等の悪質商法被害の拡大防止のために、日常生活の中で、「目配り」、「気配り」等により見守りを行い、市民総合相談課への相談を奨励する。 当課からは、登録者へ「くらしのみはりたい」ステッカーを交付するとともに、月1回程度最新の消費生活情報を電子メール又はFAXで提供する。	文化市民局 市民生活部 市民総合相談課
文化ボランティア	市民・芸術家・企業等に文化ボランティアとして登録してもらい、一方でサポートを必要としている市民や芸術家の情報を収集し、両者を結びつけることで、より多くの市民等が積極的に文化芸術に触れる機会を創出する。	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課
京都観光アシストパートナー	観光事業において、市民がおもてなしの心で国内外の観光客をお迎えし、案内誘導や広報活動を行っていただくことで、多くの人々との交流を深め、喜び、感動を分かち合い、京都観光の振興に貢献していただくことを目的に、観光事業に年間を通じてお手伝いいただく市民を「京都観光アシストパートナー」として登録し、本市等が行う観光事業に市民ボランティアとして活動していただく。	産業観光局 観光部 観光振興課
京都えきなか観光案内所	国内外の観光客をおもてなしの心で温かく迎え、安心して快適に京都観光を楽しんでいただけるよう、公共交通機関の協力を得て、市内10箇所の地下鉄や鉄道駅の案内所を「京都えきなか観光案内所」と位置づけ、乗り換え交通・観光案内を行う。	産業観光局 観光部 観光企画課
一人暮らしお年寄り見守りサポーター養成事業	高齢者福祉に関心のある市民を、地域の高齢者への目配りを中心としたボランティア活動に携わる「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」として登録・養成し、地域包括支援センターと連携することにより、既存の地域のネットワークの更なる充実と、一人暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境整備の取組を進めることとする。	保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課

事業名	事業概要	所管課(外郭団体含む)
認知症あんしんサポーター	地域・職域等で市民が認知症に対する正しい知識と対応方法等を学ぶ機会として、認知症あんしんサポーター養成講座を開催する。	保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課
京(みやこ)・輝き隊	市民等に対して、市長が有する屋外広告物法第7条第4項に基づく違反広告物の簡易除却権限を委嘱することにより、市民等が自ら電柱等屋外広告物の表示が禁止されている物件に掲出されているはり紙、はり札、広告旗及び立て看板等の除却活動を行う。	都市計画局 都市景観部 市街地景観課
四季の花ストリート事業 (スポンサー花壇)	「緑の基本計画」に基づくパートナーシップによる緑化推進の取組の一環として、本市のシンボルロードである御池通において、四季折々の草花を身近に楽しむことのできる「四季の花ストリート事業(スポンサー花壇)」に取り組んでおり、この事業を通して、歩いて楽しい緑と花いっぱいのまちづくりを推進している。 スポンサー花壇は、本市が実施する花壇事業に対して、協賛していただける企業・団体(スポンサー)と花壇の維持管理に協力していただける市民・団体等(サポーター)を募り、年間を通して花壇の維持管理を行なう。	建設局 水と緑環境部 緑政課
各区住民円卓会議	次期区基本計画の策定に当たり、計画の策定段階からの区民参加を充実を図るため、自治会組織や各種団体の代表者等で構成する住民円卓会議を設置し、地域課題の抽出や目標の設定、その課題に対する解決や目標の達成に向け、区民と行政との協働による取組や区民の自主的な取組について議論する。	各区・支所
京都学生消防サポーター	市内の大学、短期大学等に通学する者又は市内に居住し、大学、短期大学等に通学する者を対象に、京都学生消防サポーターに登録する者を募集し確保していくとともに、防火及び防災に必要な知識や技能について継続的かつ発展的に指導することにより、大規模災害時において自主防災組織の一員として活動するなど、地域の災害対応力の向上を目指す。	消防局 教養課
上下水道サポーター	上下水道サポーターは、上下水道モニター活動の終了者のうち、引き続き上下水道事業にご協力いただける方である。 ※ 上下水道モニター制度は、平成15年8月1日に施行された京都市市民参加推進条例にのっとり、今後の事業運営に資するため、平成15年11月に創設したもので、現在、第6期目の活動中である。	上下水道局 総務部 総務課
学校安全ボランティア	学校・家庭・地域・関係機関が一体となり、「見守り隊」活動等、学校安全ボランティア活動の全市的な展開により、市民ぐるみで子どもの安心安全を確保する。	教育委員会 体育健康教育室
「放課後まなび教室」学習サポーター・アドバイザー	余裕教室や図書室等の学校施設を活用し、地域・PTAや学校運営協議会、学生等の参画を得て、宿題や予習復習・読書等の自主学習等を行う「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実を図る。	教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育支援担当

おむすびミーティング

1 趣旨

市長自らが、まちづくり活動の現地・現場や、市民と行政との協働の取組などの中に飛び込み、市民の声に直接耳を傾けるとともに、未来の京都を共に語り合う。

自由な意見交換の中から、多くの市民の思いと知恵をしっかりと引き出し、速やかに庁内で情報共有を図り、市政運営に反映させていく。

2 実施状況

平成20年度 12回実施

平成21年度 7回実施(1月末時点)

3 市政への反映

ミーティングの中で出された意見や要望は、速やかに庁内で情報の共有を図るとともに、京都市のホームページなどにおいて、広く市民の皆様に公開している。

なお、これまでに、出席者からの御提案を生かし、次のような新たな施策に反映させてきた。

「是非地元の子どもたちに、おいしい地元産食材を食べてほしい」(第1回、都市農村交流施設「里の駅 大原」関係者)

☞ 地元・学校運営協議会の協力により、大原小・中学校の給食に、地元産米を導入
(平成21年11月～)



「日本人と外国人、また、留学生同士のコミュニケーションの場が少ない。大学内でも、大学間でも、それ以外でも。屋外で集まる機会や、留学生パーティー、インターネットサイトがあればよいのでは」(第2回、市内大学在学中の留学生)

☞ 日本人学生の運営により、お茶会をはじめとする日本の伝統文化を体験する「留学生交流会」の開催
(平成21年10月17日 @二条城)



「地域の安心・安全を守るためには、文化財と地域を一体的に守る、地域ぐるみの取組が必要。清水寺の境内に防火水槽を設置できるとしたら、大容量でなおかつ、高低差を活かした自然流下による送水が可能となるのではないか」(第3回、防災訓練に参加した東山区清水学区住民)



☞ 清水寺境内への耐震型防火水槽の整備

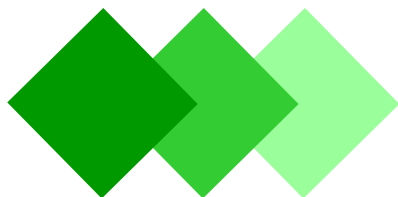
「伝統産業の振興のためには、子どもが直接触れる機会が大切」(第7回、清水焼団地協同組合関係者)

☞ 子どもが伝統産業に触れる機会の創出(「京焼・清水焼体験プログラム」をみやこ子ども土曜塾登録事業として実施)



市民との協働による取組の事例

事業名	事業概要	所管課
まちづくりアドバイザーの派遣	地域における市民主体のまちづくり活動を支援するため、まちづくりに関する専門的な立場から、区役所・支所の職員とともに、区民の自主的活動を支援し、区役所・支所が実施する「まちづくり事業」全般の企画・運営への助言等を行う「まちづくりアドバイザー」(非常勤嘱託員)を派遣している。この取組により、地域の安心安全ネットワーク形成事業が各学区に広がるなど、地域のまちづくり活動の更なる推進を図っている。	文化市民局
ふれあい事業	区民相互の交流とふれあいを深め、地域に対する愛着の高揚を図るため、各学区自治連合会・各種団体で構成するふれあい事業実行委員会と協働で、各区で個性を生かして区民が交流するイベントや文化・芸術活動の支援、学習機会の提供等を行っている。	各区役所・支所
地域の安心安全ネットワーク形成事業	小学校区や元学区単位で、各種団体と区役所・支所、学校、警察署、消防署等の関係機関が連携し、防犯、防災、子どもの安全、地域福祉などの幅広い分野で地域特性に応じた取組を展開することで、地域の総合的な安心安全ネットワークを構築し、地域の多様な問題に幅広く、自主的に対応できる「まち」を実現する取組。22年度までに全学区でのネットワーク構築を目指して取り組んでいる。	各区役所・支所
環境パートナーシップ事業	ごみの減量やまちの美化等を目的として、自治会組織や市民団体等が区役所と協働で実施する事業に助成を行う。 各区において、独自の美化活動やイベント時のリユース食器利用、環境施設の見学会をはじめとする啓発活動等に利用されている。	各区役所・支所
庁舎建替えに関するワークショップ	新庁舎建替えに伴い、親しみやすく、使いやすい新庁舎とするため、区民とワークショップを実施。これまでに上京区役所、左京区役所、右京区役所、伏見区役所の庁舎建替えで実施した。	上京区役所 左京区役所 右京区役所 伏見区役所
東山・まち・みらい塾	区民公募による塾生が東山区の現況や課題、魅力などについての認識を深め、まちづくりの担い手や地域でのまちづくりのリーダーとして活動していただいている。 これまでに、「東山区の個性を活かした『東山・まるごと博物館』づくり」や「地域の活性化」をテーマに現地での調査やアンケート等を行い、活動報告を行っている。	東山区役所
西京塾	区民公募による塾生が多彩なテーマについて学ぶとともに、その成果を多くの区民へ発信し、まちづくりに興味を持っていただき、ひいては、まちづくり活動を更に活性化させる。 これまでに地域の魅力を再発見するためのウォーキングマップの作成や公園における自然観察会等を実施した。	西京区役所
わがまち深草・大岩山ワークショップ	大岩山を美しい里山に再生する取組(ワークショップ、不法投棄の回収など)に参加した住民、ボランティア等を中心としたネットワークを形成し、大岩街道周辺地域の不法投棄根絶活動と自然環境の再生に向けた取組を住民主体で実施している。	伏見区役所 深草支所



IV 行政評価

1	京都市の行政評価	1P
2	政策評価制度	6P
3	事務事業評価制度	13P
4	活用例	19P
5	今後の方向性	20P



1 京都市の行政評価

1－1 行政評価とは

- ・ 行政の取組の成果等を把握，評価し，
- ・ その結果を市民の皆様に公表するとともに，
- ・ 効果的な行政運営に役立てようとする取組



1-2 行政評価条例

～7つの評価制度を条例に盛り込むのは全国初～

- 7つの評価を条例で制度化（平成19年制定）
政策評価，事務事業評価，公共事業評価，交通事業事務事業評価，
上下水道事業経営評価，学校評価，外郭団体経営評価

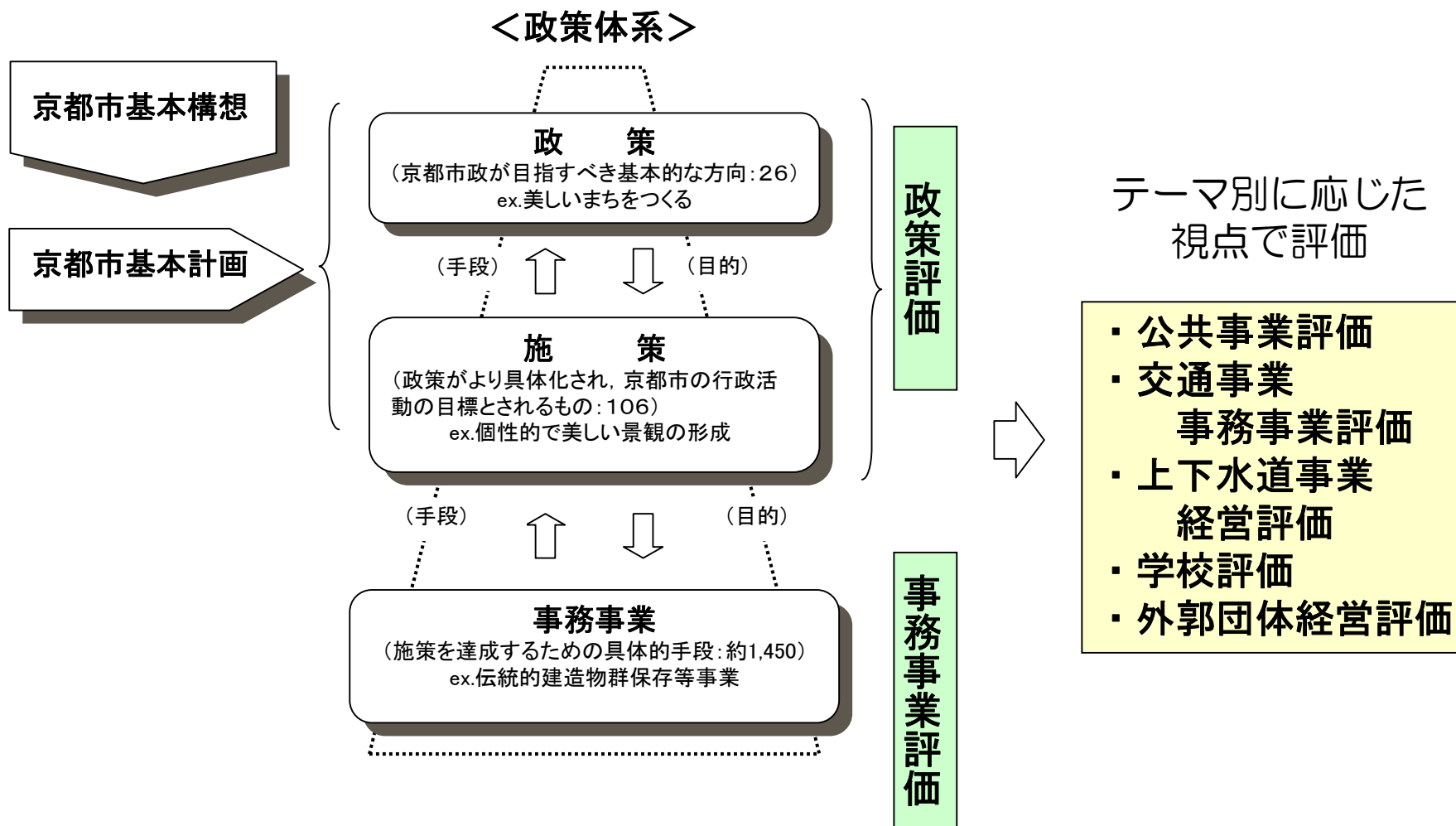
（特徴）

- 客観的かつ厳格な評価
合理的な手法の原則，継続的な創意工夫の原則
- 評価結果の積極的な活用
- 市民参加による評価の実施と評価結果の公表
市会への報告，市民への公表の義務付け
市民意見申出制度



1-3 7つの評価制度

～政策評価・事務事業評価を核に、テーマ別の5つの制度を網羅～

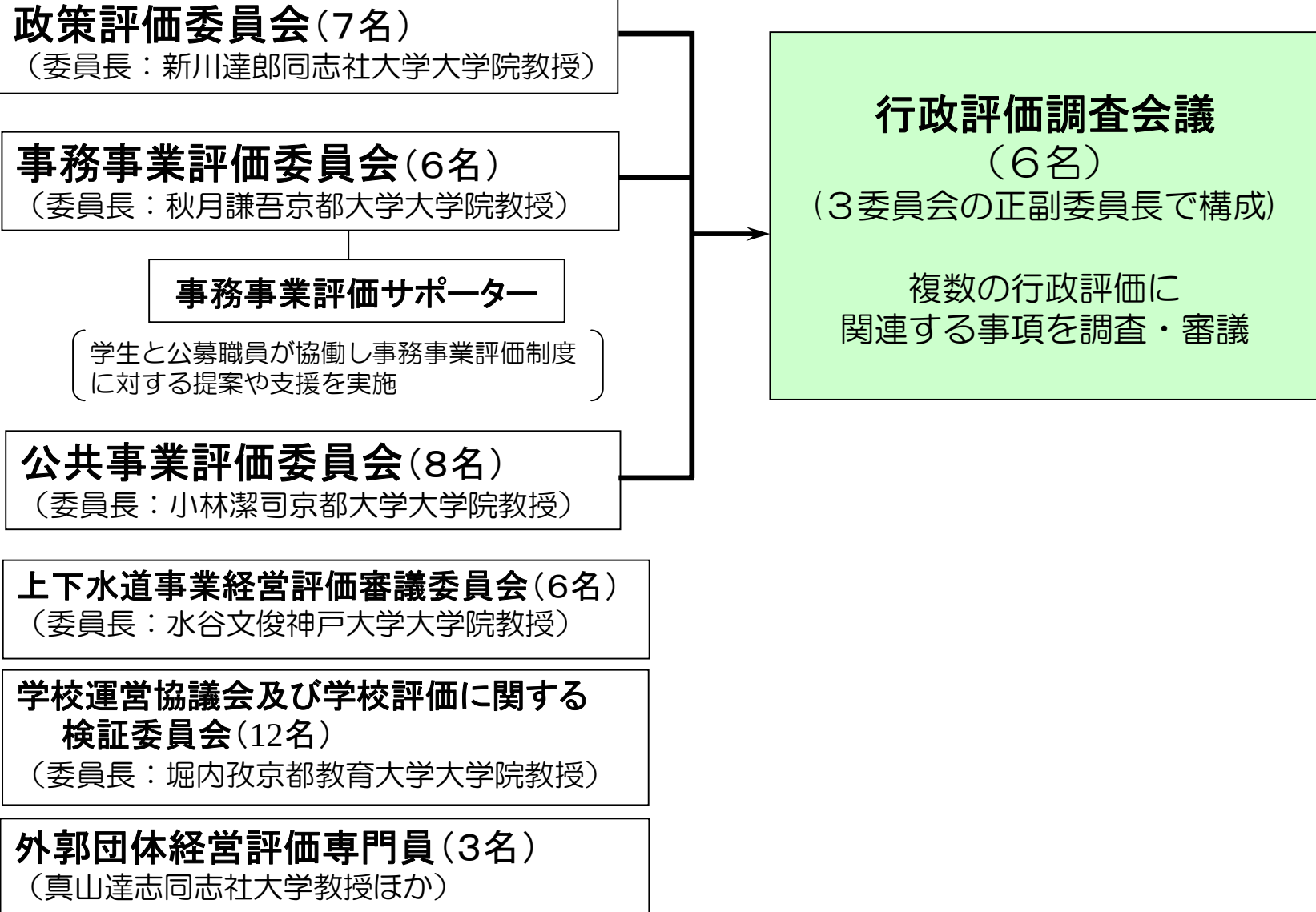




1-4 第三者機関

～制度ごとに第三者機関を設置するとともに、

基本となる制度の合同会議も設置～





1-5 各評価制度の導入経緯

～試行を重ねて順次導入～

条例化

制度名	所属	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
政策評価	総合企画局						○	●			
事務事業評価	行財政局			○		→	●				
公共事業評価 (新規採択時)	建設局					○	→	●			
(再評価)		●									
(事後評価)										○	●
交通事業事務事業評価	交通局							○	●		
上下水道事業経営評価	上下水道局						○	→	●		
学校評価	教育委員会				○	→	●				
外郭団体経営評価	行財政局			●							

○試行実施 ●本格実施

基本計画
策定

財政非常
事態宣言



2 政策評価制度

2-1 概要

- 平成15年度 試行, 16年度～本格実施
- 対象 政策26, 施策106
- 政策, 施策の達成度評価
- 数値データによる業績測定と市民意識調査による総合的評価
 - ①客観指標評価(統計数値等の客観的な指標)
 - ②市民生活実感評価(市民の生活実感についてのアンケート)
- 第三者機関による継続的改善 (政策評価委員会)

※毎年度評価している政令市は、本市のほか福岡市と浜松市のみ



<評価対象>

京都市基本計画に基づく政策・施策

○政策(京都市政が目指す基本的な方向:26項目)

○政策をより具体化した施策(京都市の行政活動の目標:106項目)

<政策の評価>

施策の評価で用いた指標やアンケート調査を基礎に、5段階で評価

<施策の評価>

○客観指標評価

行政活動の成果や各施策の状況を客観的な数値で示すことができる指標として「客観指標」を設定し、達成度や推移等で、5段階で評価

○市民生活実感評価

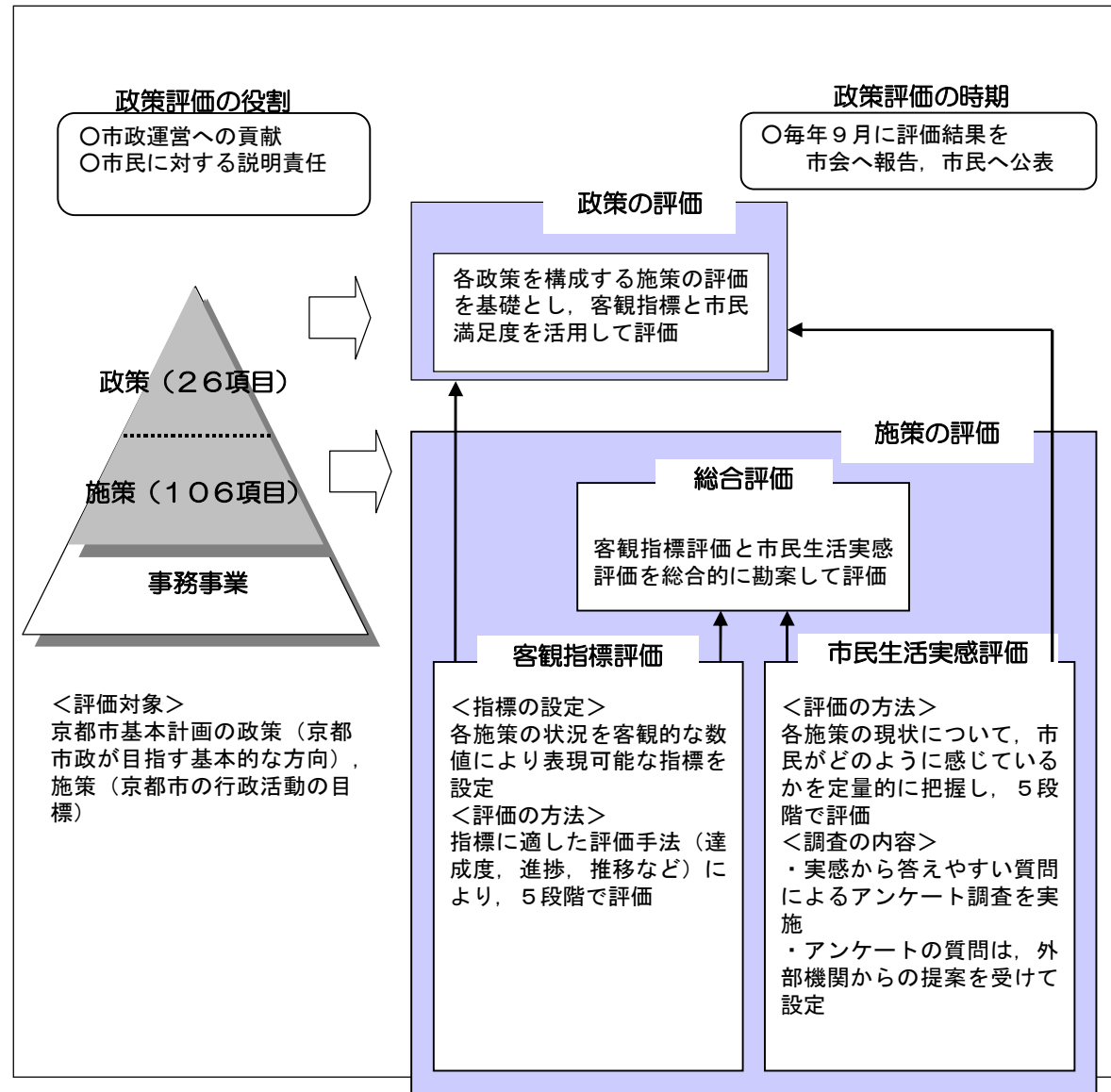
アンケート調査を実施し、各施策の現状について、市民がどのように感じているかを定量的に把握し、5段階で評価

○総合評価

客観指標評価と市民生活実感評価を総合的に勘案し、5段階で評価

<評価結果の活用>

次年度に重点化する政策の検討や予算編成資料の一つとして活用





2-2 政策評価(客観指標評価)

～客観的な数値で評価～

- ・ 各政策・施策の状況を表す客観的な数値を指標として設定し、5段階で評価

(例) 産業分野の施策

- ・ 京都独自の新たな産業連関都市の構築
⇒ 市内総生産(億円)
- ・ 活力ある産業活動への支援
⇒ 製造品出荷額等(億円)
- ・ 地域に密着した商業の振興
⇒ 商業(卸売・小売業)年間商品販売額(億円)
- ・ 市民に身近で環境にやさしい都市農林業の育成
⇒ 農地面積(ha)



2-3 政策評価(市民生活実感評価)

～市民の皆様の生活実感を把握～

- ・ 市民の生活実感から施策の現状を把握するアンケート調査を行い、その結果を5段階で評価

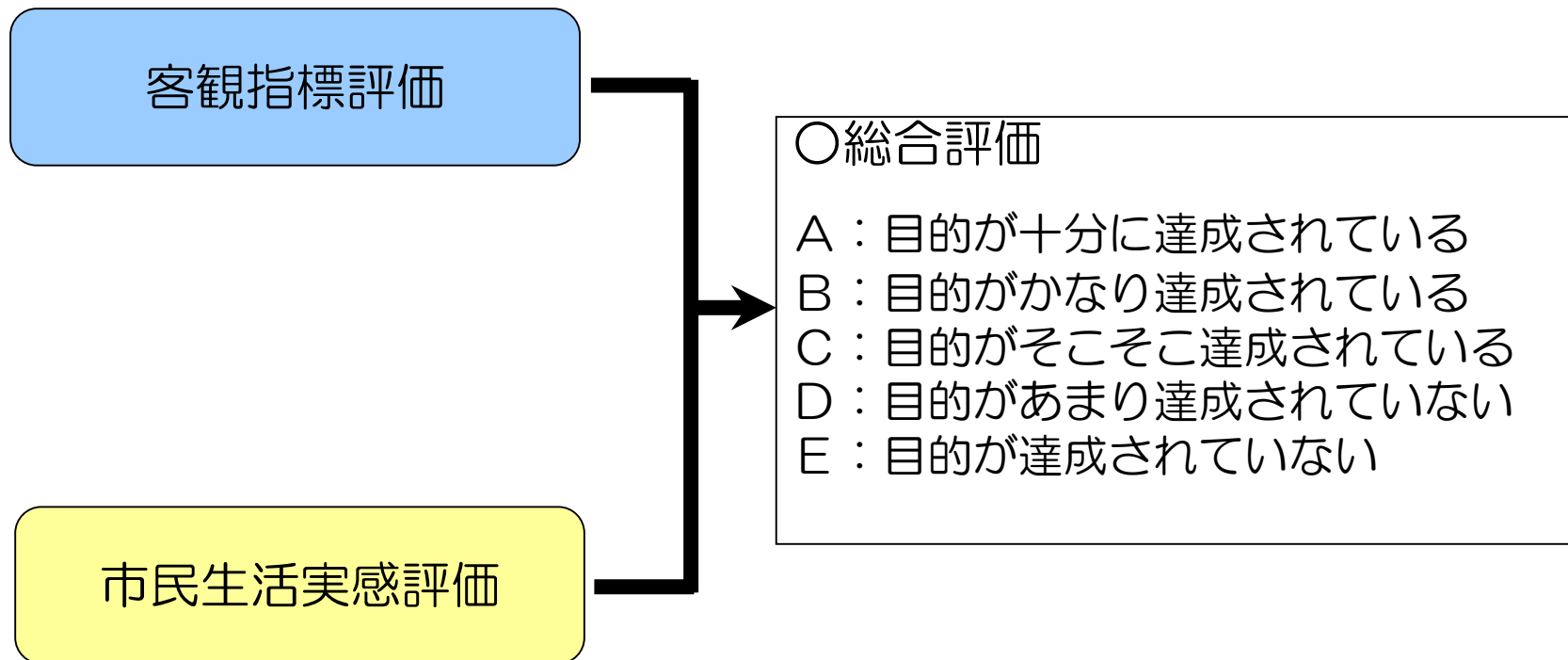
(例) 産業分野の施策

- ・ 京都独自の新たな産業関連都市の構築
⇒ 京都の特色を生かした産業活動が活発に行われている
- ・ 活力ある産業活動への支援
⇒ 京都はものづくりが活発に行われている
- ・ 地域に密着した商業の振興
⇒ 市内の買物環境に満足している
- ・ 市民に身近で環境にやさしい都市農林業の育成
⇒ 京野菜や北山杉など、京都の農林業は魅力的である



2-4 政策評価(総合評価)

～客観と実感を総合化して最終評価～



2-5 政策評価結果(経年) ～年々評価結果が向上～

政策の評価

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
A	3	3	3	4	4	4
B	1 0	1 0	1 3	1 2	1 3	1 5
C	1 3	1 3	1 0	1 0	9	7
D	0	0	0	0	0	0
E	0	0	0	0	0	0

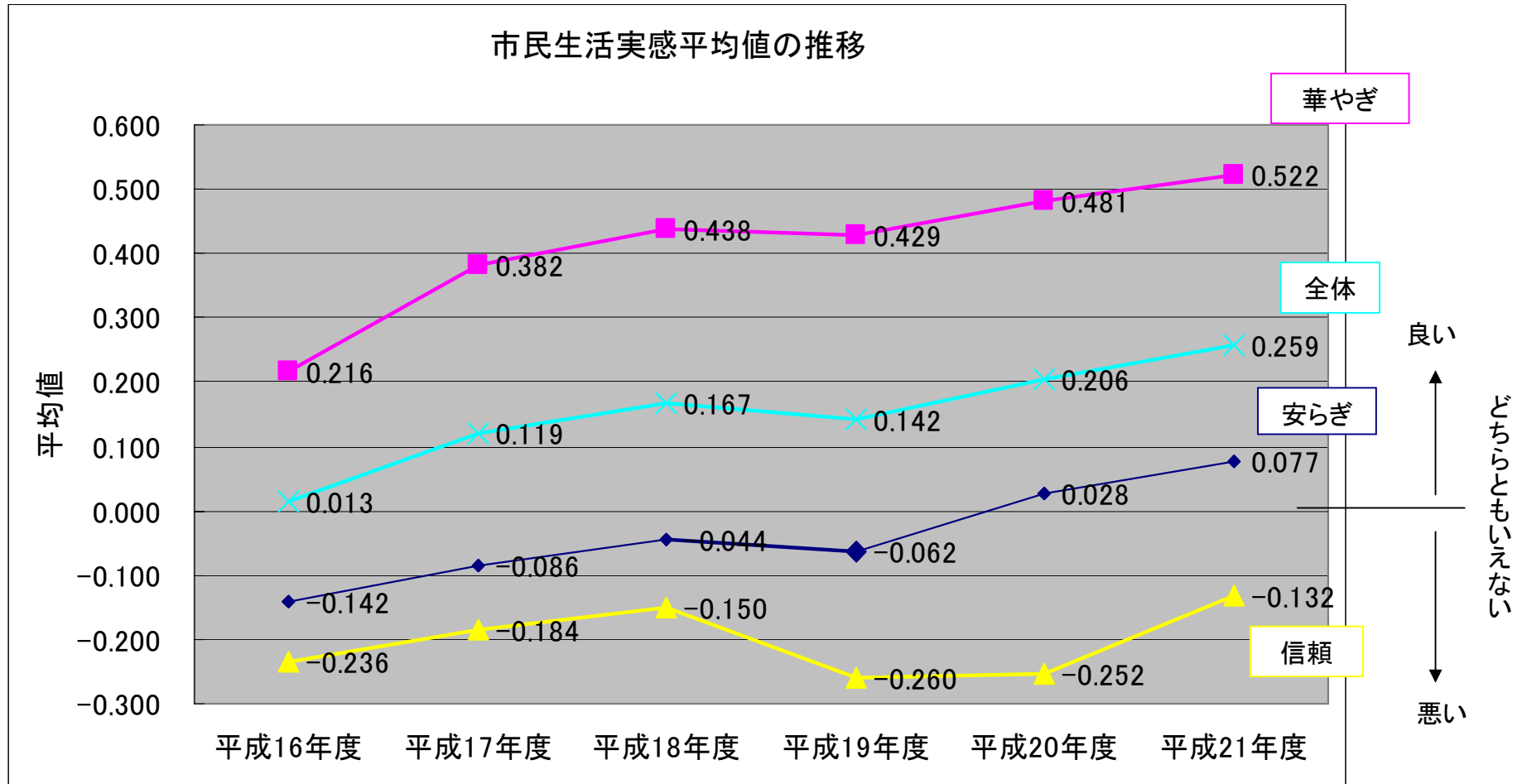
施策の評価

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
A	1 0	1 4	1 4	1 5	1 8	1 1
B	5 6	5 6	5 6	5 3	4 8	6 2
C	3 7	3 4	3 5	3 6	3 4	2 9
D	3	2	1	2	6	4
E	0	0	0	0	0	0



2-6 市民生活実感調査結果(経年)

～市民満足度も右肩上がり～



※ 「安らぎ」は「第1章 安らぎのある暮らし」の45施策の平均, 「華やぎ」は「第2章 華やぎのあるまち」の49施策の平均, 「信頼」は「第3章 市民との厚い信頼関係の構築をめざして」の12施策の平均, 全体は106施策の平均である。

3 事務事業評価制度

3-1 概要

○目的

- ・ 事業効果の点検と事業改善への取組
- ・ より効率的, 効果的な行政資源の配分
- ・ 透明性の高い行政運営の実現
- ・ 職員の政策形成能力の向上

○実施主体

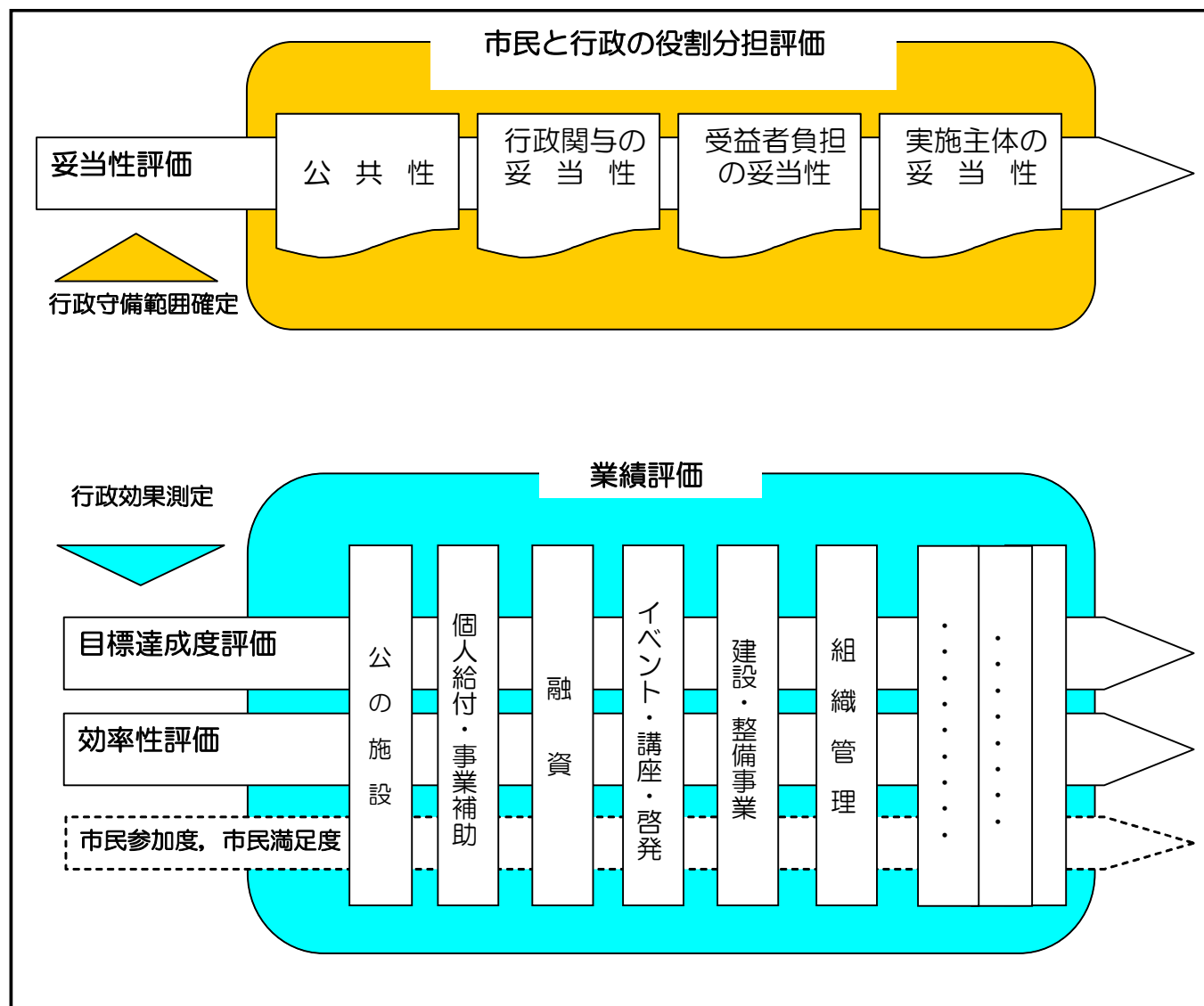
- ・ 実施機関＝各局
- ・ 責任者＝各局長

○2段階に分けて評価

- ・ 市民と行政の役割分担評価
- ・ 業績評価

○第三者機関による評価(事務事業評価委員会)

※仙台市を除く政令市で, 毎年度実施



第1段階 市民と行政の 役割分担評価

行政サービスとして
継続していくか
どうかの判断材料

第2段階 業績評価

行政サービスの
継続的改善を行う
判断材料



3-2 事務事業評価(市民と行政の役割分担評価)

～行政の守備範囲を主眼に評価～

- ①公共性
公益的か私益的か，必需かそうでないか
- ②行政関与の妥当性
行政として関与することが妥当か
- ③受益者負担の妥当性
受益者負担を求めるべきか
- ④実施主体の妥当性
行政が提供主体となるべきか，民間委託できないか



3-3 事務事業評価(業績評価)

～事務事業の業績を主眼に評価～

①目標達成度評価

評価指標と目標値を設定し、実績値と比較

②効率性評価

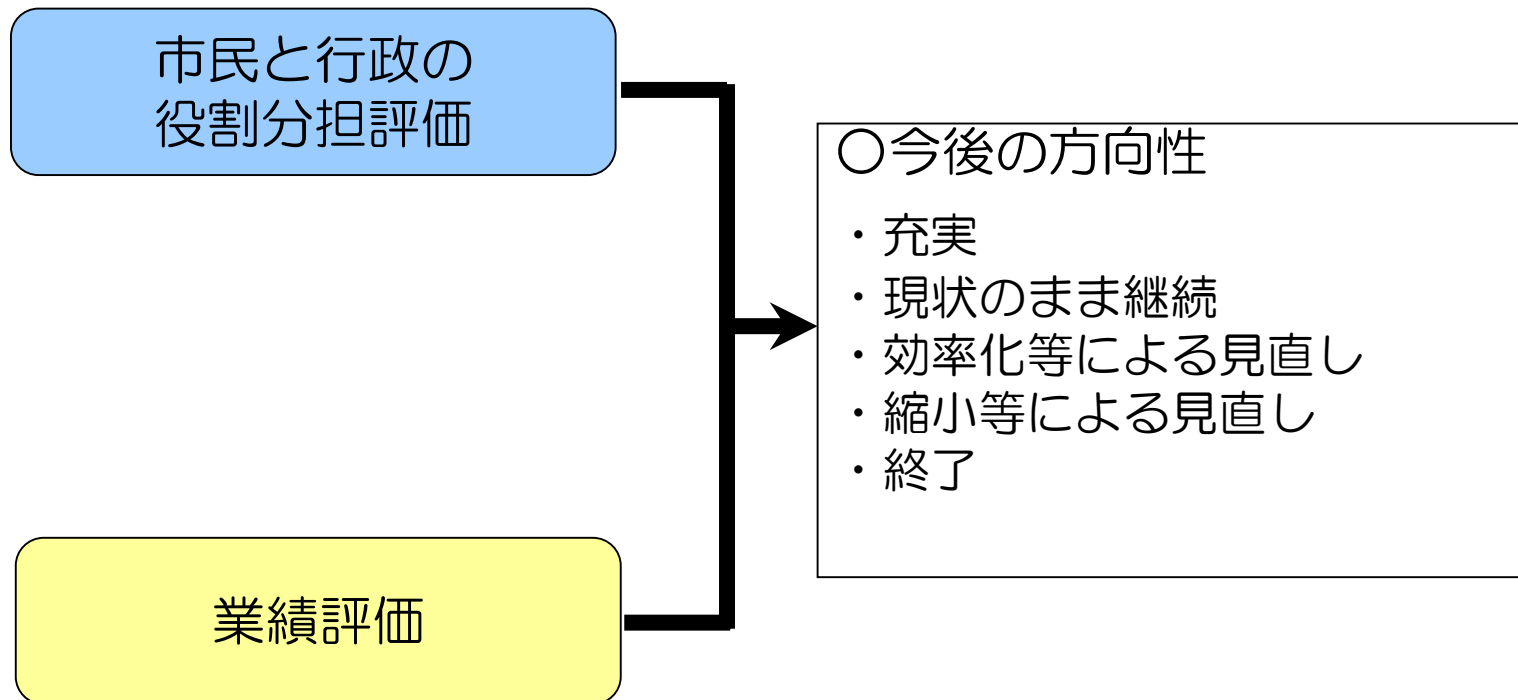
主要活動単位（施設の利用単位、事業の主要な活動単位など）
当たりに要する年間経費を前年度と比較

その他、事務事業の類型により、「市民参加度」、「市民満足度」、「環境保全及び環境負荷軽減の要素」を評価、確認



3-4 事務事業評価(今後の方向性)

～今後の方向性を検討し、事務事業の見直しに反映～





3-5 事務事業評価結果(経年)

～毎年度、全ての事務事業を評価し、充実・見直し等を実施～

事務事業評価 実施年度	事務事業評価 対象事業数 (注1)	今後の方向性									見直しによる 次年度予算 節減額
		充実 事業数	継続 事業数	見直し 事業数	縮小等による見直し				効率化等による見直し	終了 (注2)	
					廃止	休止	縮小等				
15年度	1,308	150	728	430	127	37	7	83	303	—	約102億円
16年度	1,285	156	777	352	71	10	4	57	281	—	約56億円
17年度	1,296	138	825	333	55	23	1	31	278	—	約43億円
18年度	1,301	141	862	298	64	25	0	39	234	—	約43億円
19年度	1,348	148	891	270	45	9	0	36	225	39	約32億円
20年度	1,370	98	859	358	62	5	1	56	296	55	約56億円
合計											約332億円

(注1) 前年度をもって終了又は廃止した事務事業を除く。

(注2) 平成19年度から「終了」という区分を新たに追加



4 活用例 ～積極的に評価結果を活用する努力～

・ 庁内

- ・ 予算編成における重点課題や、各局等の毎年度の運営方針等を検討する際の重要な材料として活用

・ 市会

- ・ 市会において質疑の際に活用
(例 平成20年9・11月市会で、延べ226人中、38人が評価結果を引用して質疑)

・ 市民

- ・ 全ての評価制度の結果をホームページ等で公表

○行政評価ホームページ
アクセス件数
(政策評価・事務事業評価)

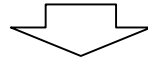
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
12,607	11,116	10,955	16,403	19,176



5 今後の方向性

～次期基本計画の策定を機に更に磨き上げ～

行政評価条例に基づき、各評価制度の運用を着実に実施してきた。



次期基本計画に対応した評価制度へ

- ・ 次期基本計画に対応した評価体系（政策一施策）の整理
- ・ 客観指標の充実
- ・ 政策評価・事務事業評価の間をはじめとする各評価制度間の連携
- ・ 評価作業の効率化・省力化
（特に、事務事業評価の事務負担が大きい）
- ・ 市民の方の行政評価制度に対する認知の向上